

尼崎市子ども・子育て審議会

第7回計画策定部会 次第

日時：平成28年3月1日（火）

午後6時30分～午後8時30分

場所：すこやかプラザ多目的ホールA室

1 新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に係る最終答申（案）について

2 その他

以 上

尼崎市子ども・子育て審議会計画策定部会委員名簿

	選出区分	氏名	所属等
1	学識経験者（児童福祉専攻）	加ヅ 勝木 ヨコ 洋子	神戸親和女子大学 発達教育学部児童教育学科教授
2	学識経験者（教育専攻）	舛ガリ 瀧川 コウジ 光治	大阪総合保育大学児童保育学部教授
3	学識経験者（児童福祉専攻）	ハシモト 橋本 マキ 真紀	関西学院大学 教育学部幼児・初等教育学科教授
4	特別委員（学識経験者）	伊藤 アツ 篤	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科教授
5	特別委員（学識経験者）	大堀 アキ 彰子	帝塚山大学大学院 人間科学研究科臨床心理学専攻教授
6	児童福祉又は学校教育の関係者	ウメバシ 梅林 イサク 栄作	尼崎市立小学校長会生徒指導担当
7	児童福祉又は学校教育の関係者	スギハラ 杉原 カズコ 加寿子	尼崎市医師会理事
8	児童福祉又は学校教育の関係者	タカニ 高谷 ヒロシ 浩司	尼崎市PTA連合会会長
9	児童福祉又は学校教育の関係者	トクダ 徳田 タカツグ 尊嗣	尼崎市立中学校長会生徒指導担当
10	子ども及びその保護者を支援する団体	モリモト 森本 ユキ 由紀	尼崎市子育てサークル 実行委員会会長
11	子ども及びその保護者を支援する団体	ヤマダ 山田 ミル 実	尼崎市子ども会連絡協議会会長
12	市民の代表者	ゴトウ 後藤 ミスズ 美涼	就学前の子どもの保護者
13	市民の代表者	サカモト 迫 マコト 真央	就学後の子どもの保護者

： 部会長

： 副部会長

次世代計画(素案)に係る市民説明会開催結果並びに 市民意見公募手続の意見集約状況(速報)について

1 市民意見公募手続の実施期間

平成28年1月22日(金)から2月12日(金)まで

2 市民説明会開催結果

日付	時間	場所	参加人数
2月4日(木)	14時30分～	武庫支所	1人
2月5日(金)	10時30分～	園田支所	0人
	14時30分～	大庄支所	3人
2月6日(土)	13時30分～	すこやかプラザ	0人
2月8日(月)	10時30分～	小田支所	0人
	14時30分～	中央支所	0人
	18時30分～	すこやかプラザ	1人

3 市民意見公募手続の市民意見の集約状況

意見数

7件 (4人)

4 次世代育成支援対策推進行動計画に関すること

7件

- (1) 子育て家庭の保護者に対する各種の取組みについて 1件
 ・ 少しでも多くの人に参加できるように、もっと周知してほしい。
- (2) 子どもの遊び場について 1件
 ・ 遊び場が少ないため、外で遊ぶ子どもが少ないのではないか。
- (3) 不審者等による犯罪について 1件
 ・ 犯罪抑止の観点から防犯カメラの設置個所を増やしてほしい。
- (4) いじめについて 1件
 ・ 深刻な事案に関しては警察がすぐに介入できるようにしてほしい。
- (5) 携帯電話やスマートフォンの使用について 2件
 ・ 特に小中学生の使用に対しては家庭でルールを定めることが必要。
 ・ 学校で子どもたちに直接学ばせる機会があれば良いと思う。
- (6) 就学前の教育について 1件
 ・ 幼児教育の方向性をしっかり考えることが大人の責任である。

新たな次世代計画【中間答申】からの追記・修正等について

1 施策に関連する指標について（第4章 計画の内容）

<最終答申案に向けた追記>

総合計画の施策評価との整合性をより高めるため、総合計画の施策評価表における目標指標のうち、子ども・子育て支援に関連する主な目標指標から、子ども・子育て支援に関連する全ての目標指標に改め、新たな次世代計画の施策に関連する指標として設定して記載しました。

2 その他

全体のレイアウトや表記の調整について、見やすさに配慮し微調整を行いました。

以 上

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画

【最終答申案】

～子どもの笑顔が輝くまち あまがさき～

尼崎市子ども・子育て審議会

計画策定部会

平成28年3月

目次

第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第2章 尼崎市の子どもと子育て家庭の状況

- 1 少子化の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3 就労の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 4 子育て環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 5 子どもと子育て家庭の状況（アンケート・意識調査結果より）・・24

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念と視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

第4章 計画の内容

- 1 子育てを楽しむ家庭環境づくり・・・・・・・・・・44
- 2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり・・・・・・・・52
- 3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり・・・・・・・・57
- <参考1> ライフステージからみた子育て支援の取組み（主なもの）・64
- <参考2> 施策に関連する指標一覧・・・・・・・・・・66

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進と市民や関係機関との連携・・・・・・・・68
- 2 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・69

資料編

- 1 諮問及び答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
- 2 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画策定体制・・・・・・・・72
- 3 尼崎市子どもの育ち支援条例・・・・・・・・・・・・・・・・78

第1章

計画策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

少子化が深刻な問題となっている中、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成 17 年 4 月から 10 年間の重点的・計画的な次世代育成支援を推進するため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）を施行し、市町村に対して子育て支援をはじめとした次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の策定を義務付けました。

本市では、地域の実情を踏まえ、より子育てしやすいまちを目指して、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（わいわいキッズプランあまがさき）」（以下「次世代計画」といいます。）を平成 17 年 3 月に策定しました。加えて、平成 21 年 12 月には子どもの人権を尊重することを基本として、子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指して、「尼崎市子どもの育ち支援条例（平成 21 年条例第 41 号）」を制定し、次世代計画を尼崎市子どもの育ち支援条例の推進計画と位置づけ、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

一方、国は次世代育成支援対策推進法に加え、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長がわが国社会の発展の基礎をなすものであることに鑑み、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようになるための支援・取組みにより、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）を施行し、同法の規定により作成を義務付けた子ども・若者育成支援推進大綱として、「子ども・若者ビジョン」を平成 22 年 7 月に作成しました。この、子ども・若者ビジョンで定められた子ども・若者に対する施策の基本的方向のうち、子どもの貧困問題への対応に関連して、国は平成 26 年 1 月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）を施行し、同法の規定により作成を義務付けた子供の貧困対策に関する大綱を平成 26 年 8 月に作成しました。

また、国は質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るべく、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律 65 号）をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を平成 24 年 8 月に制定し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度を施行するとともに、市町村に対して事業計画の策定を義務付けました。

これを受けて、本市では平成 27 年 3 月に「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業の確保など、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に取り組んでいるところです。

加えて国は、平成 26 年 4 月に次世代育成支援対策推進法の有効期限を 10 年間延長するなどの改正を行いました。これにより国は、次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法の二つが相まって、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と子ども・子育て支援法に基づく事業計画により、より手厚い次世代育成支援対策が推進されることになると示しています。

このような状況の中、本市では平成 27 年度末に次世代計画の計画期間満了を迎えるにあたり、引き続き子どもに関する施策を総合的・計画的に推進し、諸課題の解決に取り組むことを目的に、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」を策定するものです。

2 計画策定の経過

本計画は、地域の実情を踏まえた施策の推進の観点から、以下の取組みを経て策定しています。

(1) ニーズ（意識）調査の実施

本計画策定に係る基礎資料として、平成 25 年 9 月 13 日から同年 10 月 7 日に、就学前児童・小学生の保護者の方を対象とした「尼崎市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」、平成 27 年 1 月 26 日から同年 2 月 13 日に、中学生、高校生を対象とした「尼崎市次世代育成支援に関する中高生向け意識調査」を実施しました。

(2) 尼崎市子ども・子育て審議会での審議

児童福祉、母子保健及び幼児期の学校教育に関することを調査・審議するため、平成 27 年 4 月に学識経験者、市議会議員、児童福祉・学校教育の関係者、公募市民など 26 名からなる本市附属機関である、尼崎市子ども・子育て審議会に対して本計画の策定について諮問しました。

なお、本市の諮問を受け、尼崎市子ども・子育て審議会の下に審議会委員の中から会長の指名を受けた委員で構成された計画策定部会が設置され、効率的・集中的な調査・審議が行われたうえで、平成 28 年 月に尼崎市子ども・子育て審議会から答申をいただきました。

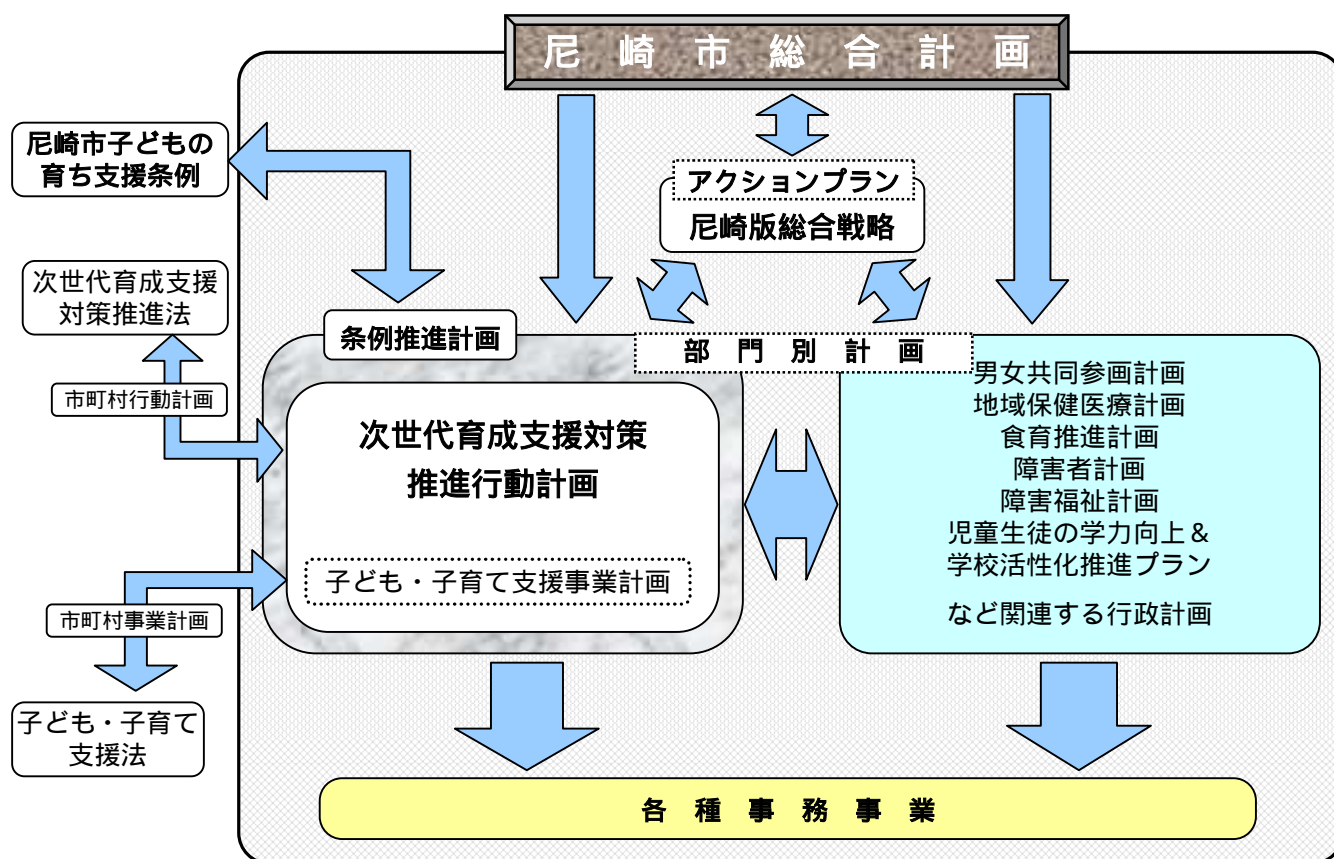
(3) 尼崎市市民意見聴取プロセスの実施

尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱に基づき、本計画の策定に係る基本情報及び政策形成プロセス計画書の協議・公表、市民意向調査、計画素案の公表、パブリックコメントの実施、パブリックコメントの結果及び計画案の公表を実施しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく市町村行動計画であると同時に、尼崎市子どもの育ち支援条例第 12 条の規定に基づく推進計画として位置づけるものであり、尼崎市子ども・子育て支援事業計画の内容も包含しています。

また、本計画は、尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画（以下「総合計画」といいます。）」の部門別計画とし、総合計画のアクションプランと位置づけられている「尼崎版総合戦略」との整合を図るとともに、本計画の内容は、保健、医療、福祉、教育など、子どもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。



上記の通り、本計画は総合計画の部門別計画として位置づけることから、その進捗管理に当たっては、総合計画の施策評価に基づき、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

また、尼崎市子ども・子育て支援事業計画は本計画に包含されているものと位置づけますが、その進捗管理に当たっては需給計画であることから、目標事業量に対する数量評価を行い、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。（進捗管理体制については、67 ページに別途記載します。）

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 31 年度までとします。

なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、また上位の計画に大きな変更が生じたりした場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。但し、個別の施策や事業の新設、改廃等については軽微なものとして取り扱います。

第2章

尼崎市の子どもと

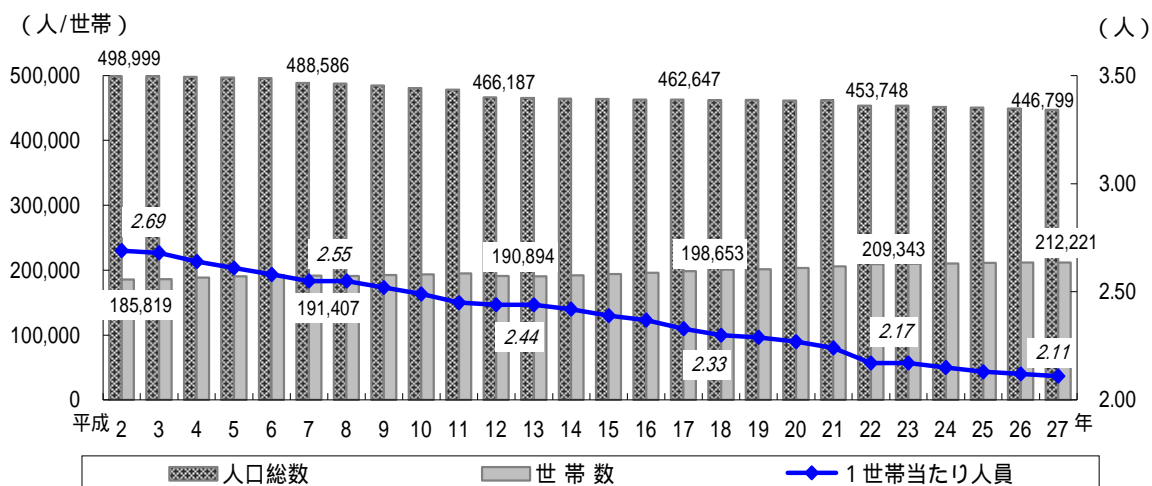
子育て家庭の状況

1 少子化の動向

(1) 人口・世帯の推移

本市の人口の推移をみると、人口総数は減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの人員数は減少しています。これは、13ページに示す世帯類型のうち、単身世帯が大きく増加していることに起因していると考えられます。

人口総数・世帯数の推移



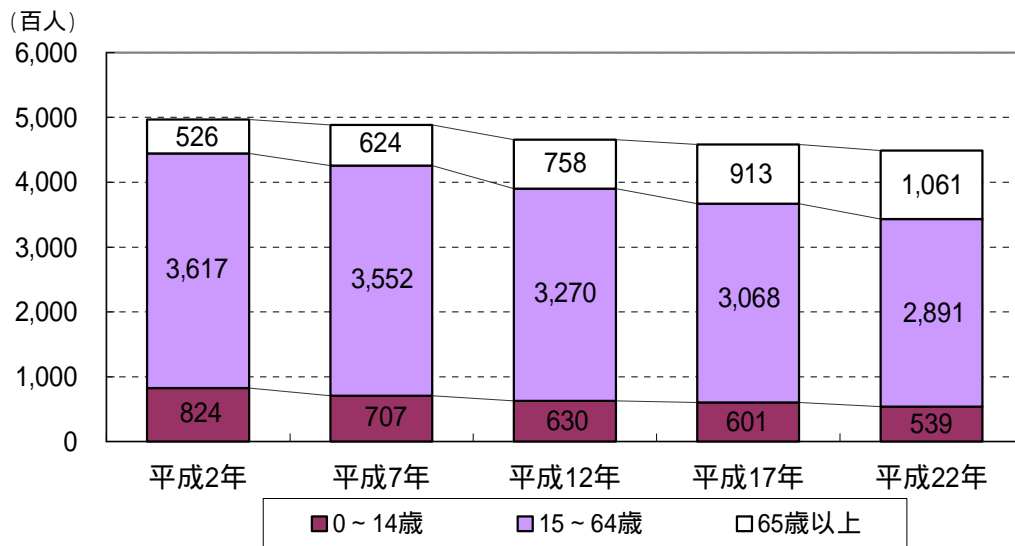
資料：尼崎市統計書（各年1月1日現在・平成2・7・12・17・22年は国勢調査結果で各年10月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口と構成比の推移

本市の人口の推移を、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分で見ると、年少人口と生産年齢人口の減少が続いている一方、高齢者人口は増加傾向にあります。

また、年齢3区分別人口構成比では、年少人口は兵庫県、全国に比べ低くなっています。

年齢3区分別人口の推移



資料: 国勢調査(各年10月1日)

年齢3区分別人口構成比

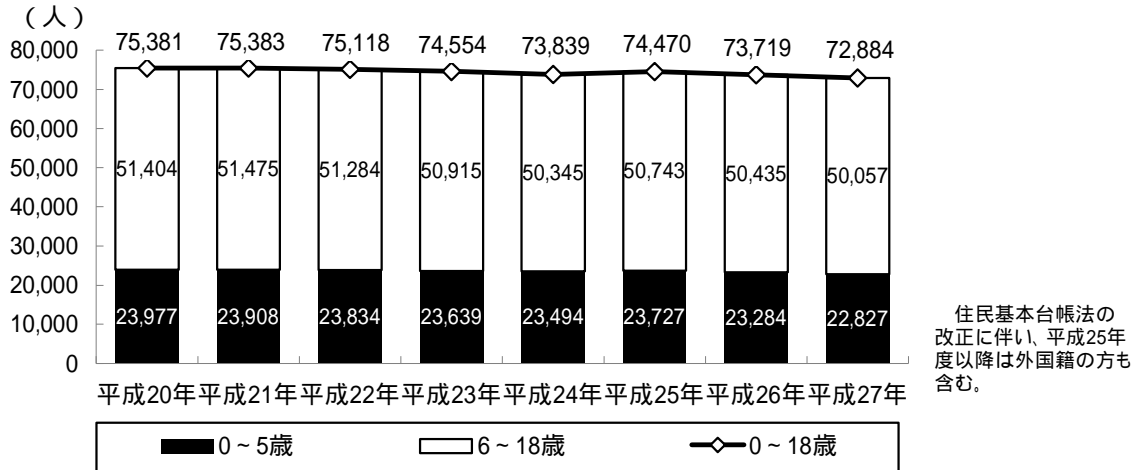
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年 (%)		
					尼崎市	兵庫県	全国
65歳以上	10.6	12.8	16.3	19.9	23.6	23.1	23.0
15～64歳	72.8	72.7	70.2	67.0	64.4	63.3	63.8
0～14歳	16.6	14.5	13.5	13.1	12.0	13.7	13.2

資料: 国勢調査(各年10月1日)

(3) 子どもの人口の推移

本市の子どもの人口を就学前（0～5歳）と就学後（6～18歳）に区分してその推移をみると、就学前人口、就学後人口ともに微減傾向にあります。

子どもの人口の推移

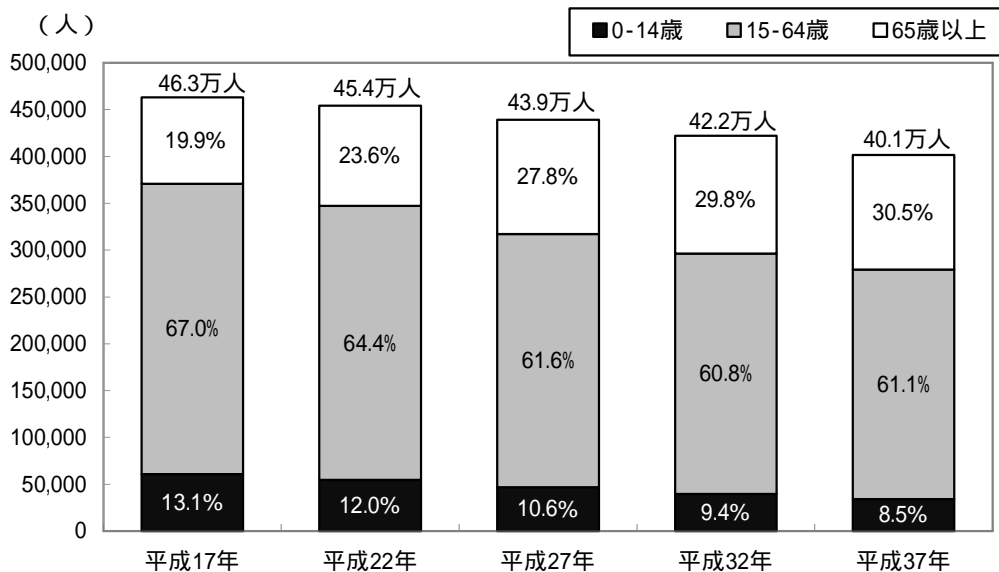


資料：住民基本台帳（各年3月末）

(4) 将来人口の推計

本市の将来人口を推計すると、総人口は平成37年には約40万人程度まで減少し、高齢化率は30%を超える見込みとなっています。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少していますが、特に年少人口の減少が顕著で、平成32年には10%を下回る見込みです。

将来人口の推計



資料：尼崎市総合計画
平成17年、22年は国勢調査（実績値）

(5) 人口動態の推移

本市の人口動態の推移をみると、社会減(転出数が転入数を上回ること)、自然減(死亡数が出生数を上回ること)の状態が続いています。

人口動態の推移

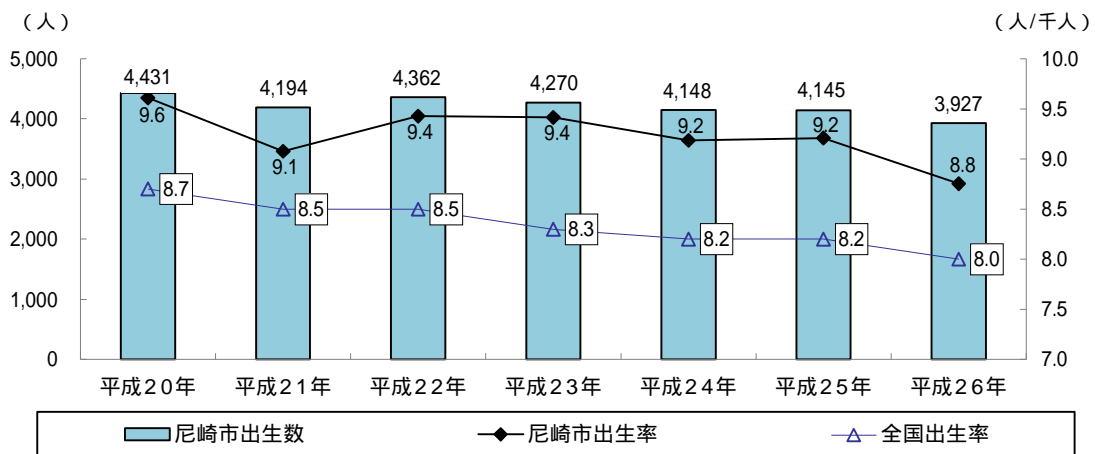
	(人)				
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
転入	18,072	17,631	18,327	18,224	18,268
転出	19,152	19,172	19,152	19,188	19,406
社会増加数(-)	1,080	1,541	825	964	1,138
出生	4,362	4,270	4,148	4,145	3,927
死亡	4,503	4,720	4,772	4,635	4,678
自然増加数(-)	141	450	624	490	751
年間増減(+)	1,221	1,991	1,449	1,454	1,889

資料: 尼崎市統計書26年版

(6) 出生数と出生率の推移

本市の出生数は、平成20年以降増減を繰り返していましたが、平成26年には4,000人を下回るほど減少しています。本市の出生率は、全国の出生率と比較すると平成20年以降全て上回っています。

出生数と出生率の推移

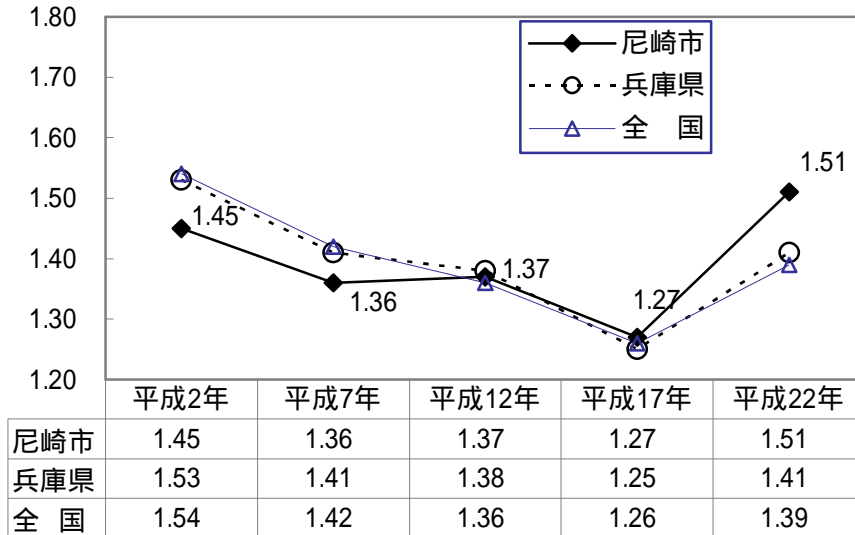


資料: 人口動態統計

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成17年に全国や兵庫県と同様、最も低い値となりましたが、平成22年には1.51と全国や兵庫県よりも高い値となっています。

合計特殊出生率の推移

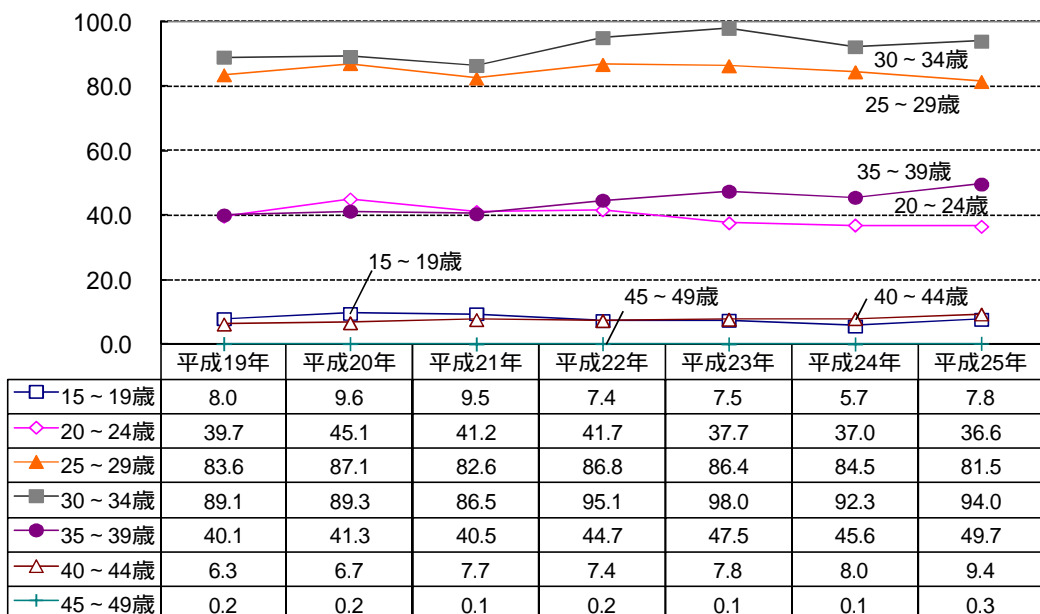


資料: 兵庫県厚生統計(兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター)

(8) 母親の年齢5歳階級別出生率の推移

本市の母親の年齢5歳階級別出生率の推移をみると、20～24歳、25～29歳が減少傾向にあるのに対し、30～34歳、35～39歳は増加傾向にあります。

母親の年齢5歳階級別出生率の推移



資料: 兵庫県保健統計年報、住民基本台帳人口(各年9月30日)より作成

(9) 婚姻・離婚等の状況

本市の婚姻・離婚の状況をみると、婚姻率・離婚率ともに平成21年から平成25年にかけて減少傾向にあります。

婚姻・離婚等の状況

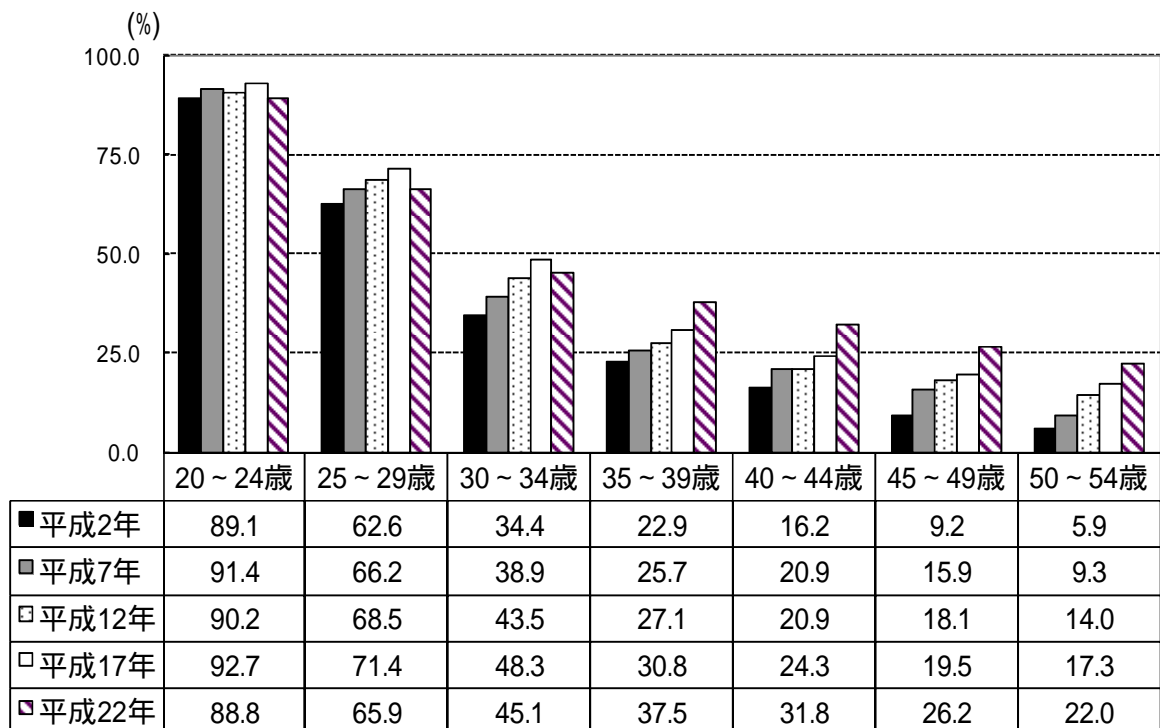
	婚 姻		離 婚	
	(人)	(人口千人対)	(人)	(人口千人対)
平成21年	3,172	6.9	1,074	2.33
平成22年	3,072	6.7	1,110	2.41
平成23年	2,921	6.4	1,070	2.33
平成24年	2,862	6.1	957	2.04
平成25年	2,888	6.2	1,009	2.16

資料:保健行政の概要'14

(10) 年代別未婚率の推移

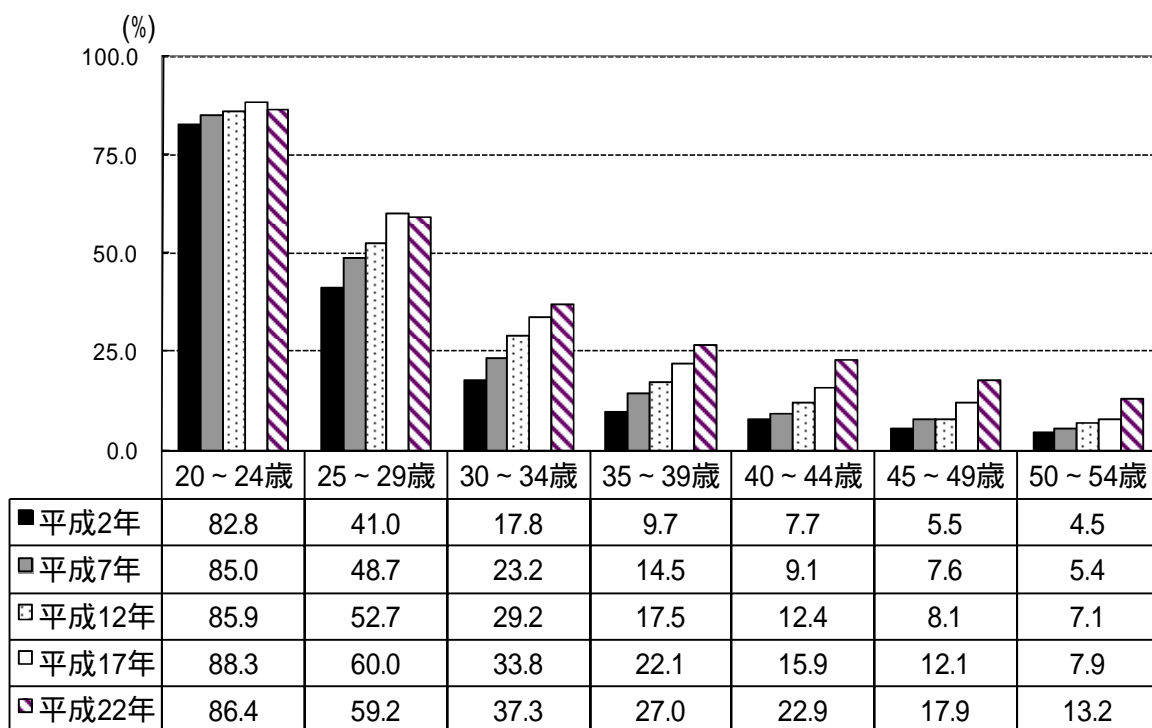
本市の年代別未婚率の推移をみると、男性、女性ともに平成2年から平成22年にかけて各年代で増加傾向にあります。平成2年から平成22年での女性の未婚率の増加は、25～29歳で18.2ポイント、30～34歳で19.5ポイント、それぞれ高くなっています。

年代別未婚率の推移【男性】



資料:国勢調査(各年10月1日)

年代別未婚率の推移「女性」



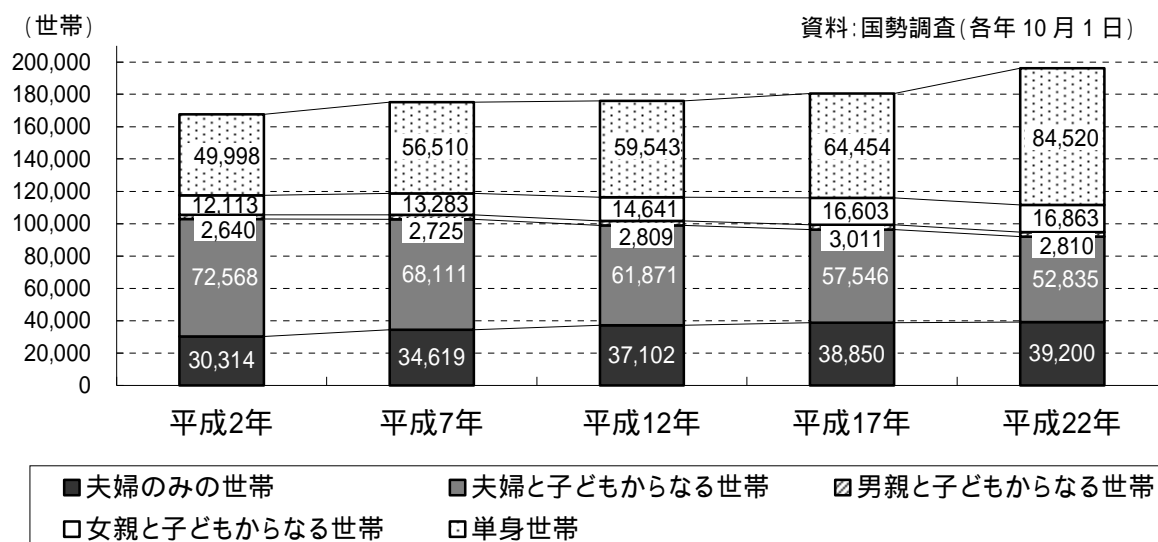
資料：国勢調査（各年10月1日）

2 世帯の状況

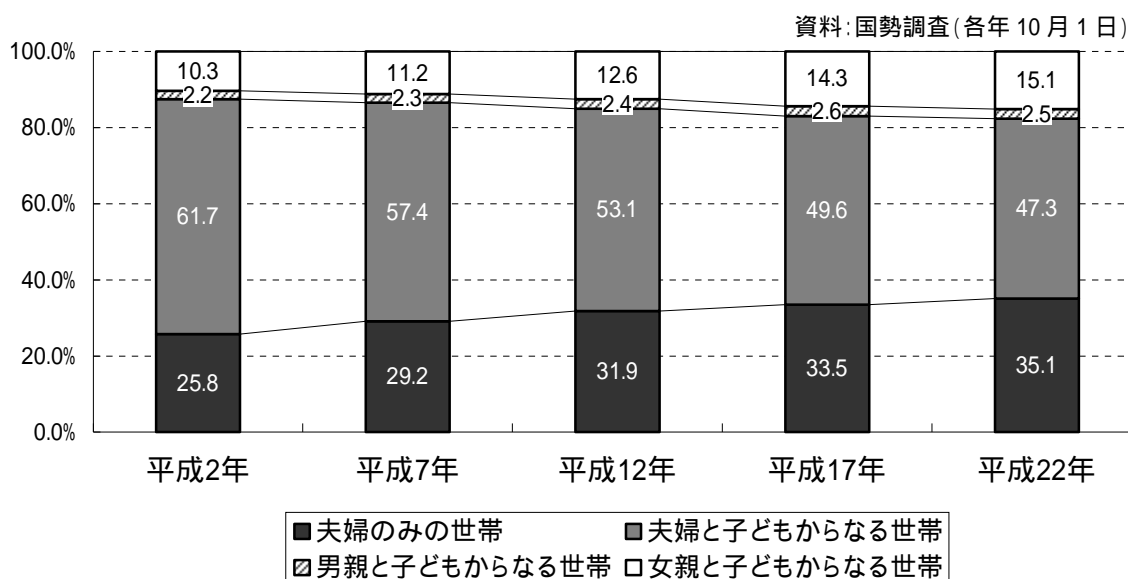
(1) 世帯類型別世帯数の推移

本市の世帯類型別世帯数の推移をみると、夫婦のみの世帯、女親と子どもからなる世帯、単身世帯は増加傾向にある一方、夫婦と子どもからなる世帯は減少傾向にあります。また、核家族の世帯類型別世帯数の構成比の推移をみると、平成2年から平成22年にかけて夫婦のみ世帯で9.3ポイント、女親と子どもからなる世帯で4.8ポイント高くなっています。

世帯類型別世帯数の推移



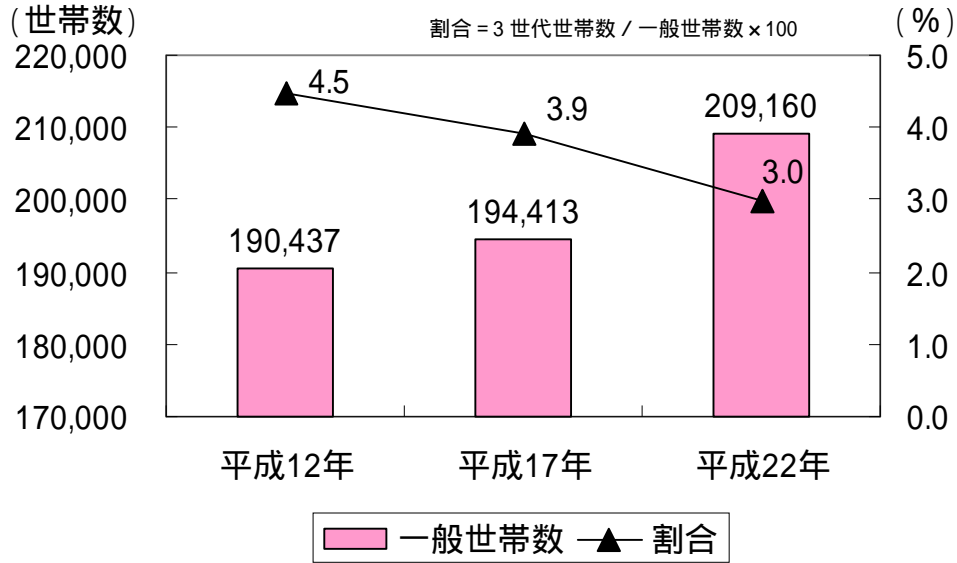
核家族の世帯類型別世帯数の構成比の推移



(2) 3世代同居率の推移

本市の3世代同居率は減少傾向が続いており、特に平成17年から平成22年にかけては一般世帯数が大きく増加しているものの、3世代同居率は0.9ポイント減少しています。

3世代同居率の推移



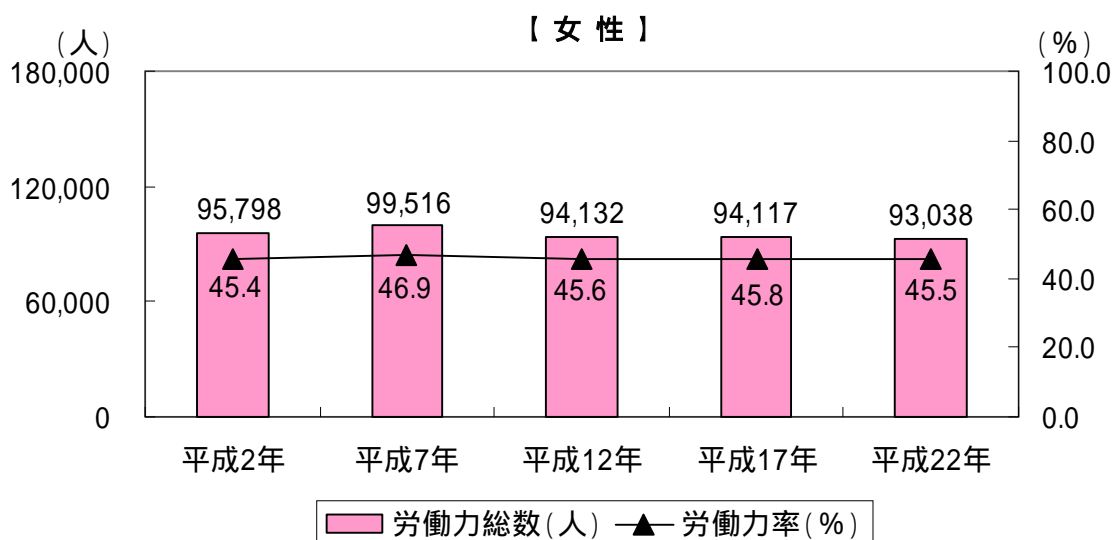
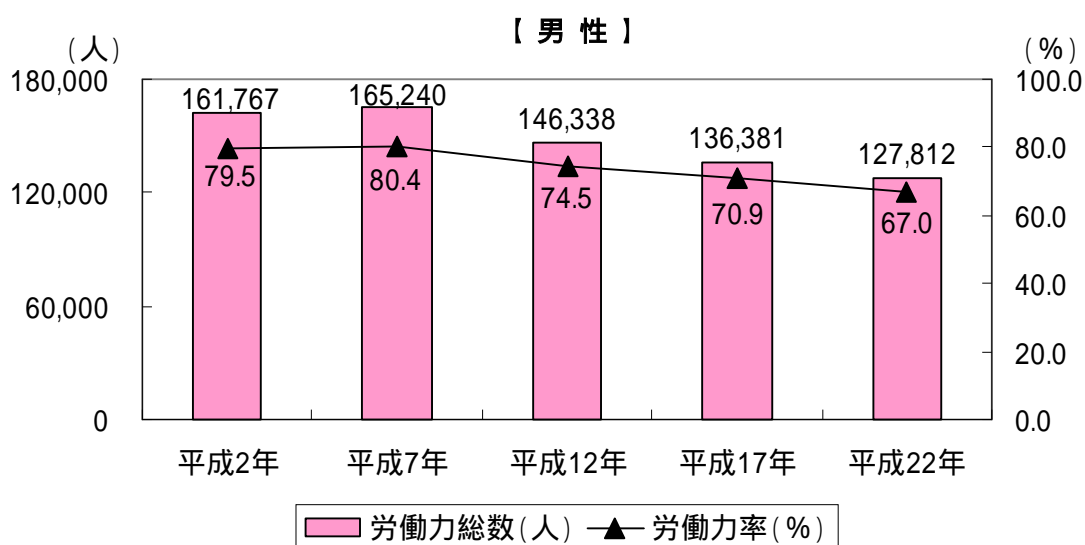
資料: 国勢調査 (各年 10月1日)

3 就労の状況

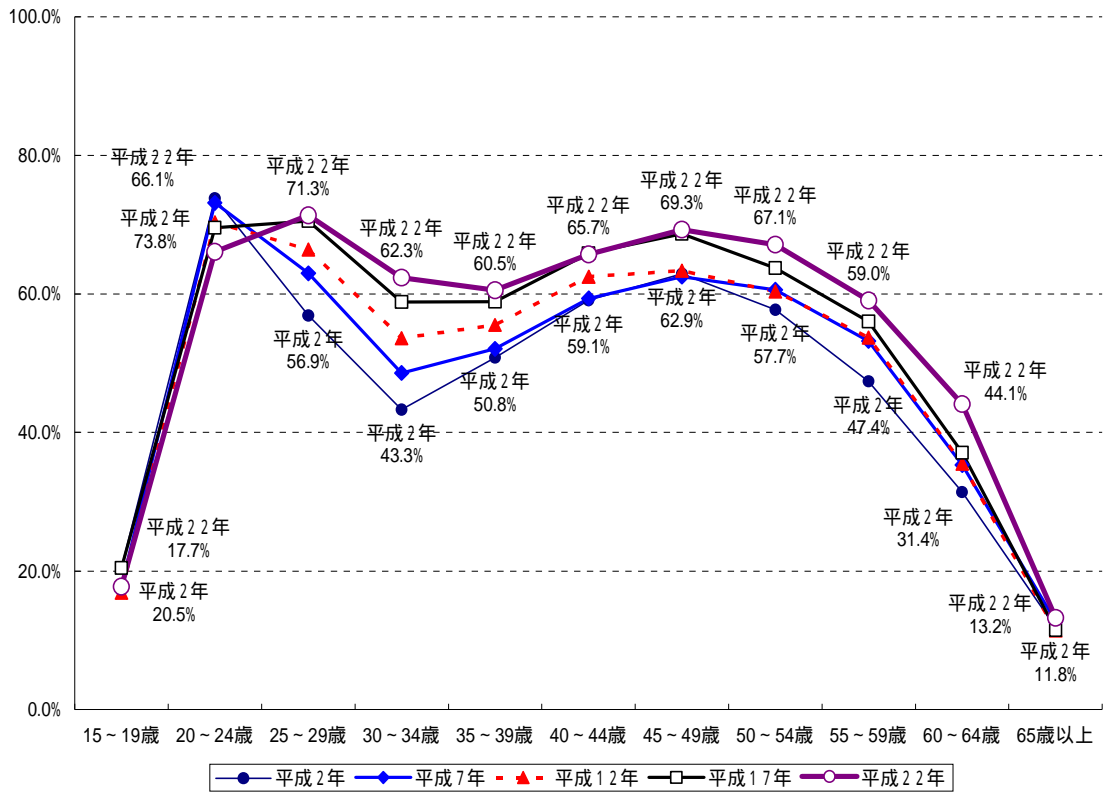
(1) 労働力人口と労働力率の状況

本市の労働力人口と労働力率の状況をみると、男性は減少、女性は横ばいで推移しています。また、女性の年齢5歳階級別労働力率（15歳以上）をみると、平成2年から平成22年にかけて25歳～64歳の労働力率が増加しており、特に30～34歳では20年間で19.0ポイントと大きく増加しています。

男女別の労働力人口と労働力率



女性の年齢5歳階級別労働力率（15歳以上）



資料：国勢調査（各年10月1日）

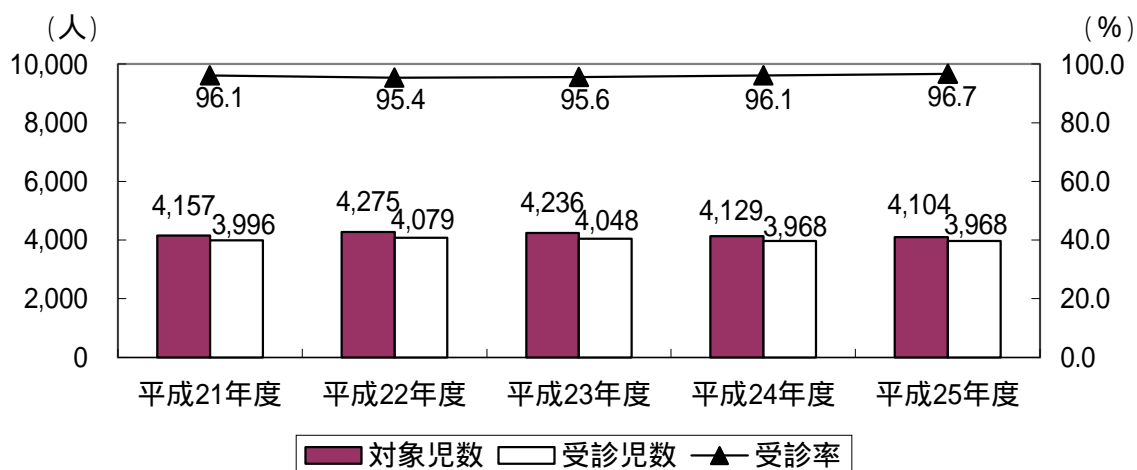
4 子育て環境の状況

(1) 健康管理の状況

乳幼児健康診査の実施状況

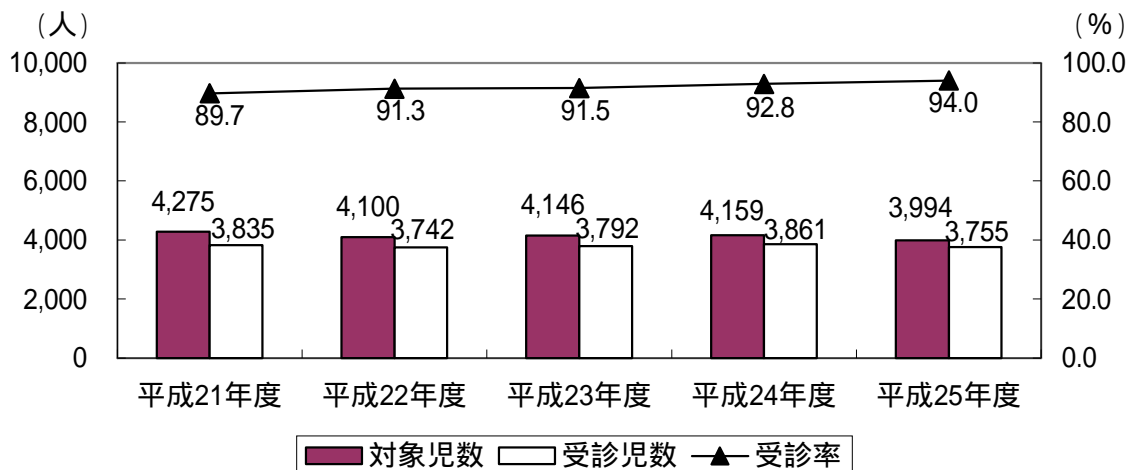
本市の乳幼児健康診査の実施状況をみると、受診率は3か月児健診、9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、すべてにおいて上昇傾向にあります。

3か月児健診の状況



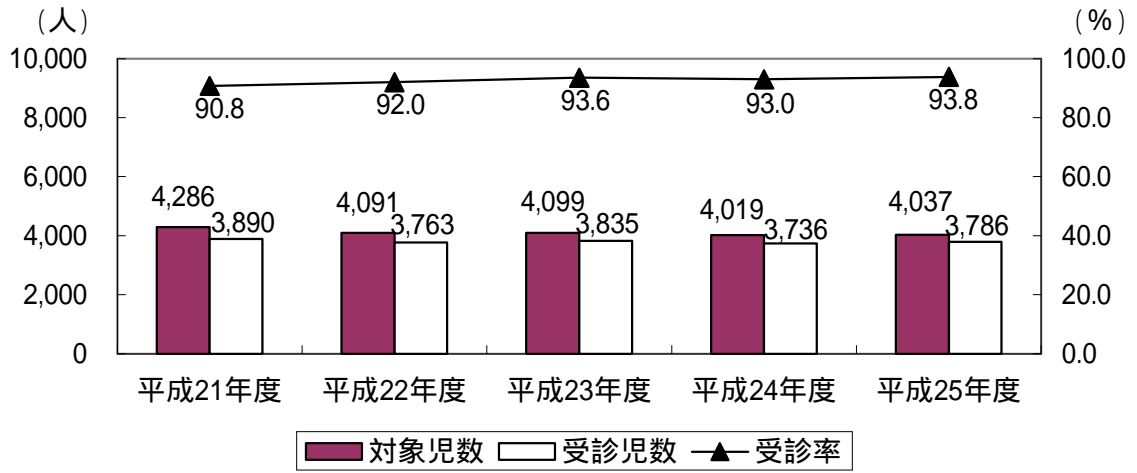
資料:保健行政の概要('13及び'14)

9か月児健診の状況



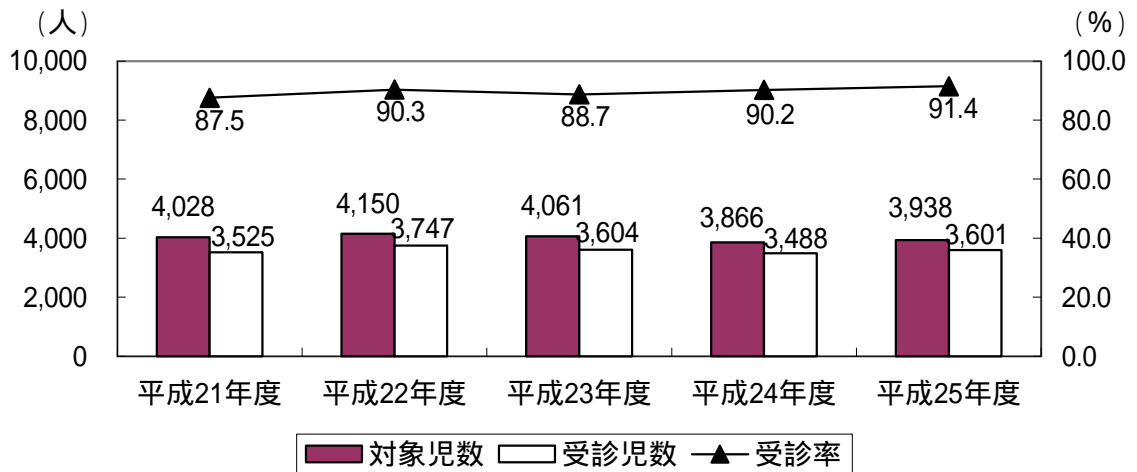
資料:保健行政の概要('13及び'14)

1歳6か月児健診の状況



資料: 保健行政の概要('13及び'14)

3歳児健診の状況

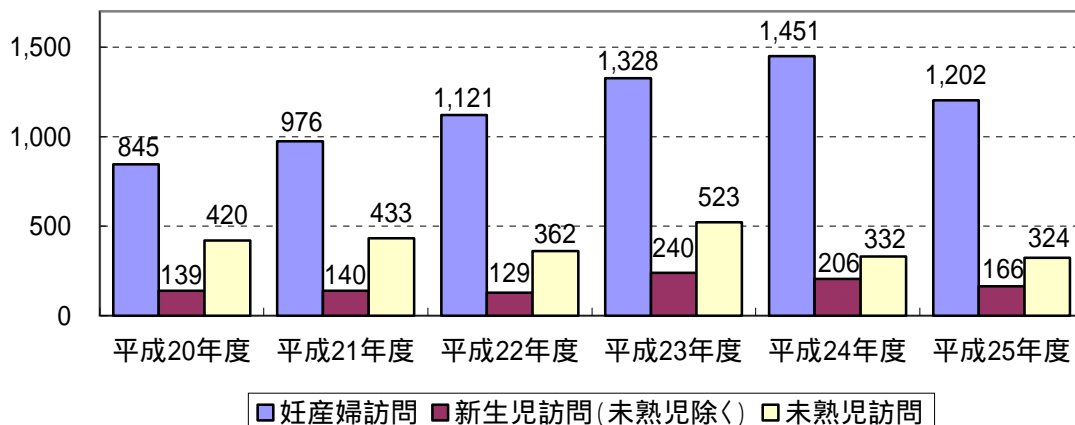


資料: 保健行政の概要('13及び'14)

訪問指導の実施状況

本市の訪問指導の実施状況をみると、妊産婦訪問は平成20年度から平成24年度にかけて増加傾向でしたが、平成25年度は減少しています。新生児訪問(未熟児除く)、未熟児訪問は増減を繰り返しています。

訪問指導の実施状況

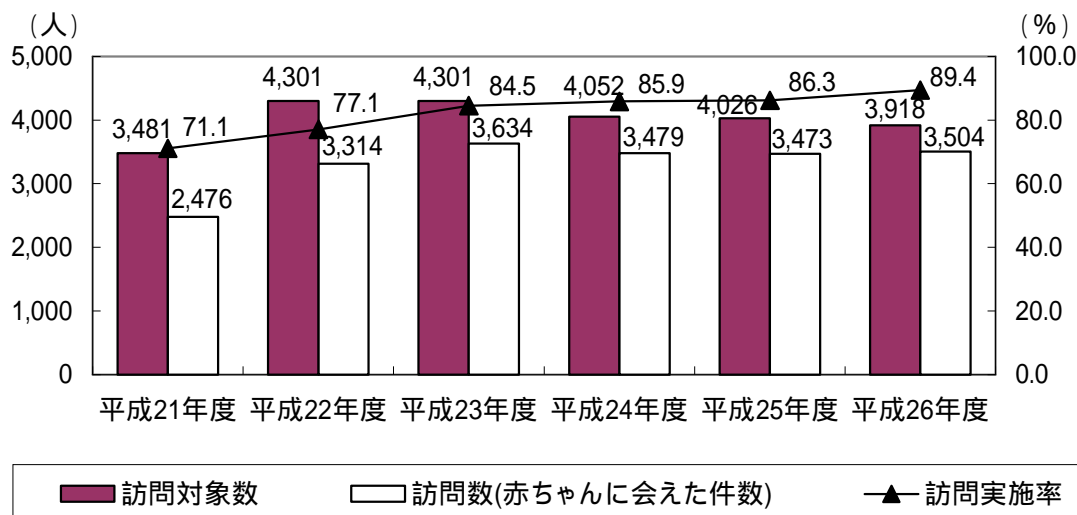


資料:保健行政の概要'14

こんにちは赤ちゃん事業における訪問実施率

本市のこんにちは赤ちゃん事業における訪問実施率をみると、平成21年度から平成26年度にかけて増加傾向にあります。

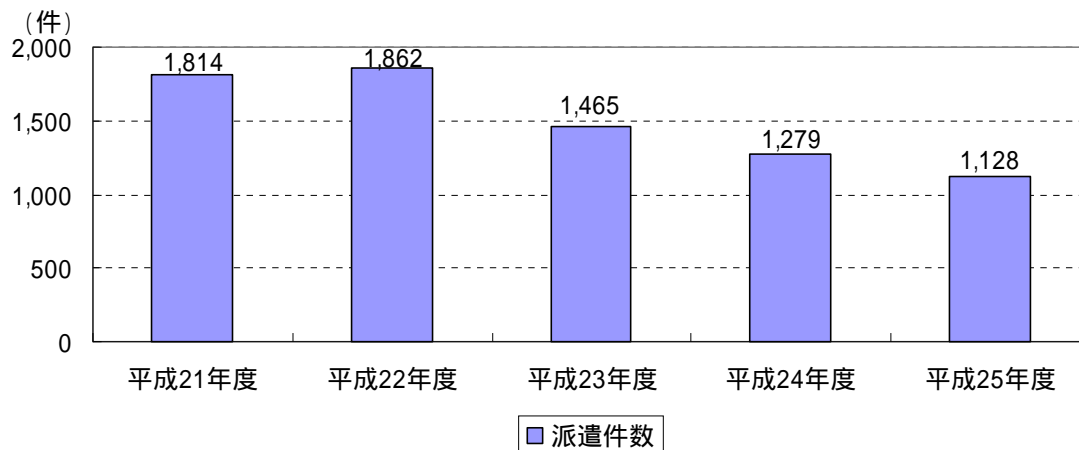
こんにちは赤ちゃん事業における訪問実施率



育児支援専門員の派遣実績

本市の育児支援専門員の派遣実績をみると、平成22年度から平成25年度にかけて減少傾向にあります。

育児支援専門員の派遣実績

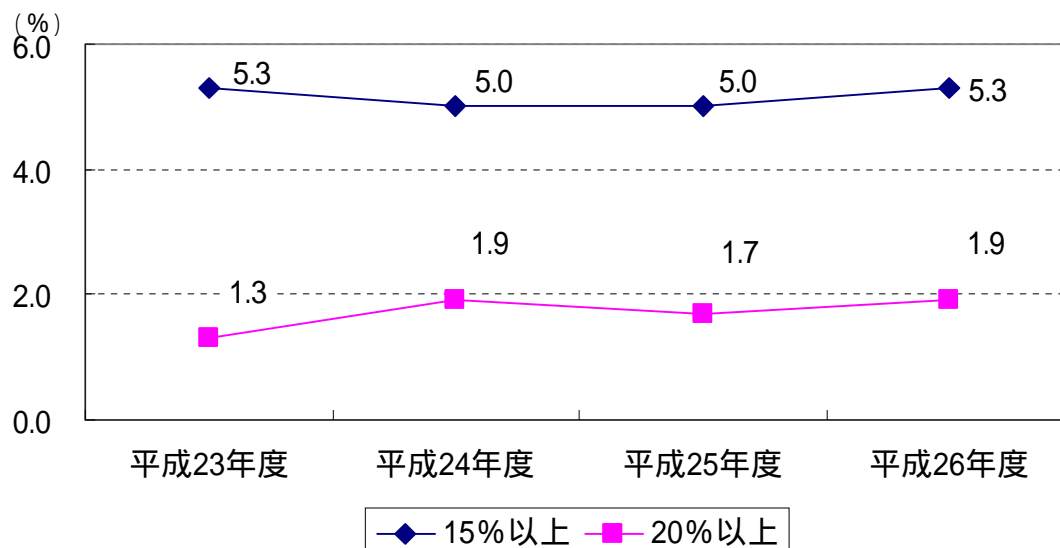


資料: 保健行政の概要('10から'14まで)

3歳児健診受診者の肥満の状況

本市の3歳児健診受診者における肥満の実施状況をみると、平成23年度から平成26年度にかけて肥満傾向児（肥満度15%以上20%未満）、肥満児（肥満度20%以上）の割合は、ともにほぼ横ばいの状況です。

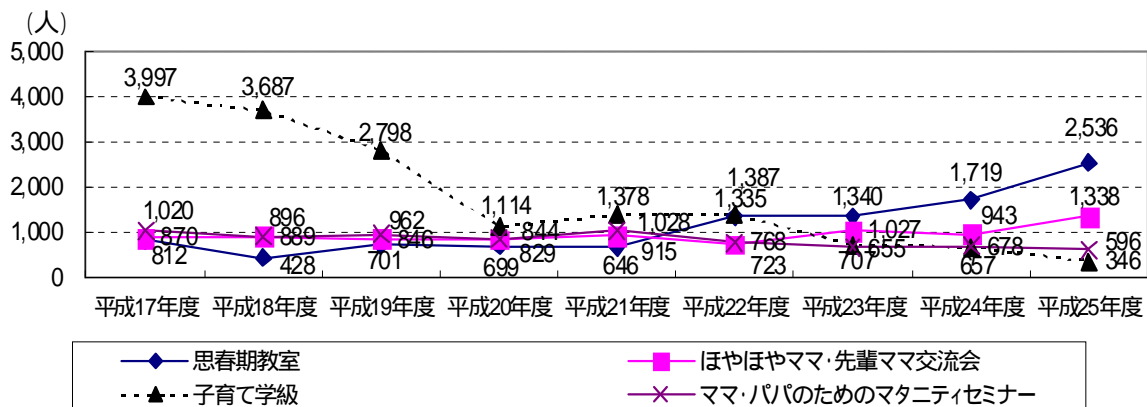
3歳児健診受診者の肥満の状況



その他子育て支援に関する教室等の実施状況

本市のその他子育て支援に関する教室等の実施状況をみると、平成 17 年から平成 21 年にかけて緩やかな減少傾向にあった「思春期教室」や「ほやほやママ・先輩ママ」は平成 22 年以降は増加傾向にある一方、「子育て学級」や「ママ・パパのためのマタニティセミナー」は減少傾向が続いています。

その他子育て支援に関する教室等の実施状況



資料:保健行政の概要('06から'14まで)

児童虐待の相談件数

西宮こども家庭センター（尼崎市、西宮市、芦屋市を管轄）における児童虐待の相談受付件数をみると、センターの受付総数は平成 26 年度で 580 件と増加傾向にあり、本市では 44.0%を占めています。また、平成 26 年度の被虐待児童の年齢区分をみると、5 割が就学前となっています。

西宮こども家庭センター児童虐待相談受付件数

区分	尼崎市		センター 受付総数
	件数	(%)	
平成22年度	269	54.1	497
平成23年度	182	50.7	359
平成24年度	212	45.5	466
平成25年度	249	51.7	482
平成26年度	255	44.0	580

西宮こども家庭センター被児童虐待の年齢区分（平成 26 年度）

区分	就学前		小学生		中学生以上	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
被虐待児童	290	50.0	197	34.0	93	16.0

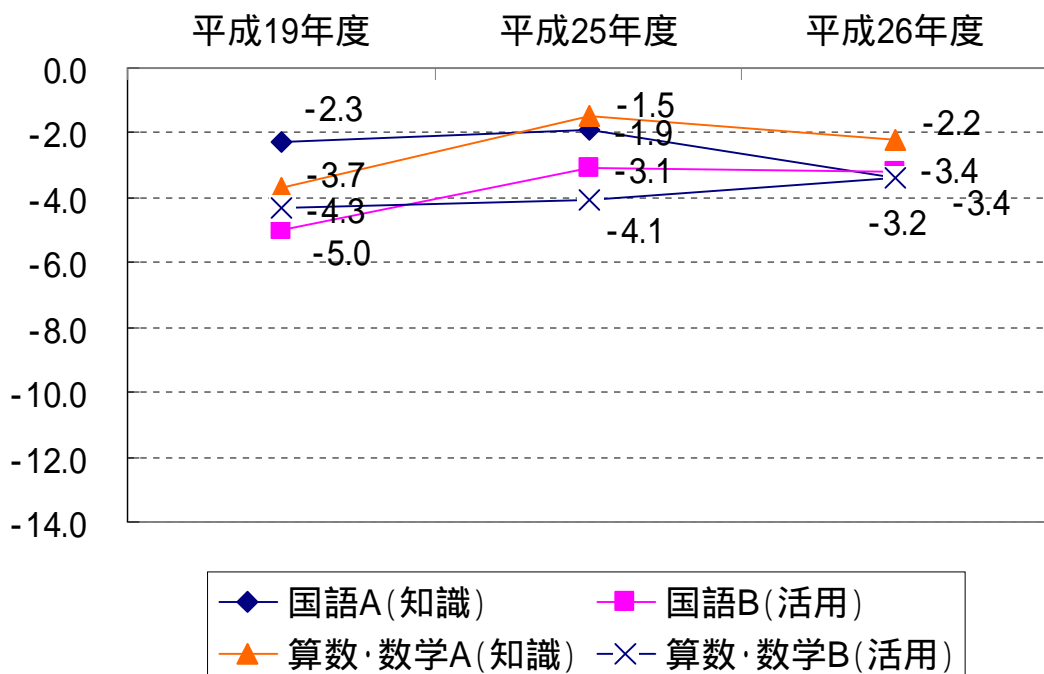
(2) 教育環境の状況

小・中学校の学力の状況

本市の小・中学校の学力の状況として、本市の平均正答率と全国平均との差の推移をみると、平 19 年度から平成 26 年度にかけて小学 6 年生では、全国平均との差は緩やかに縮まってきている一方、中学 3 年生では、急速に縮まってきています。

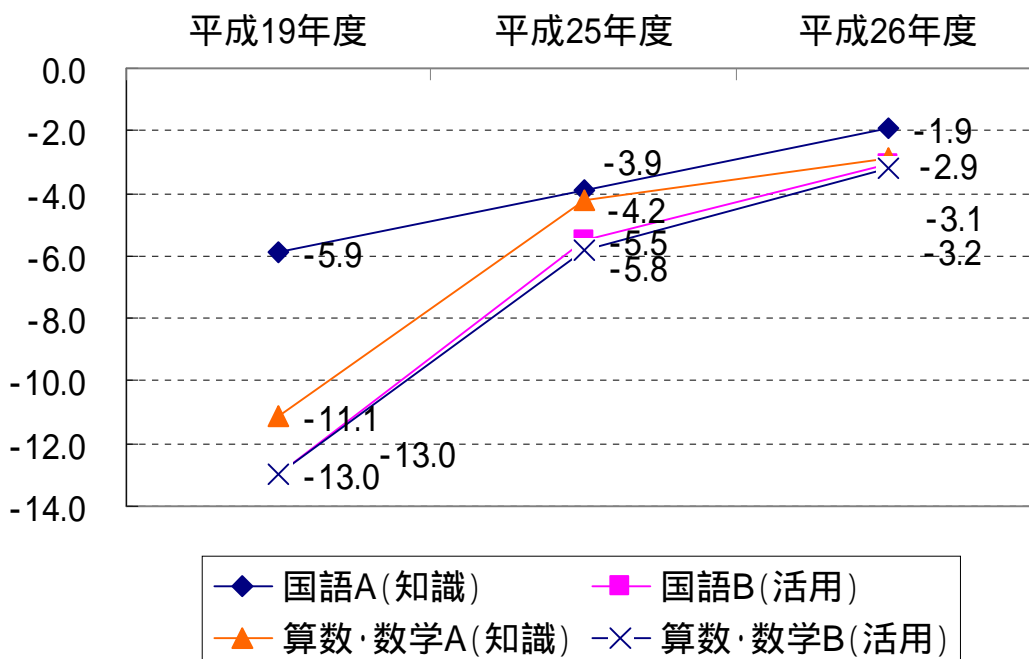
本市の平均正答率と全国平均との差の推移

【小学 6 年生】



資料：平成 26 年度全国学力・学習状況調査結果報告

【 中学 3 年生 】



資料：平成 26 年度全国学力・学習状況調査結果報告

不登校児童生徒の状況

30 日以上欠席した不登校児童生徒の状況をみると、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて小学校では増加傾向、中学校では減少傾向にあります。また、平成 26 年度の出現率は、小学校、中学校ともに全国の値を上回っています。

不登校児童生徒の状況推移

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	件数	出現率	件数	出現率	件数	出現率	件数	出現率	件数	出現率	全国出現率
小学校	85	0.36	120	0.52	141	0.62	141	0.64	123	0.56	0.39
中学校	449	4.46	439	4.29	413	3.97	429	4.17	426	4.21	2.76

5 子どもと子育て家庭の状況（アンケート・意識調査結果より）

(1) 保護者向けアンケート結果より

調査対象：尼崎市内在住の未就学児のいる世帯・保護者 2,000 人及び小学生のいる世帯・保護者 2,000 人（合計 4,000 人）

調査期間：平成 25 年 9 月 13 日～10 月 7 日

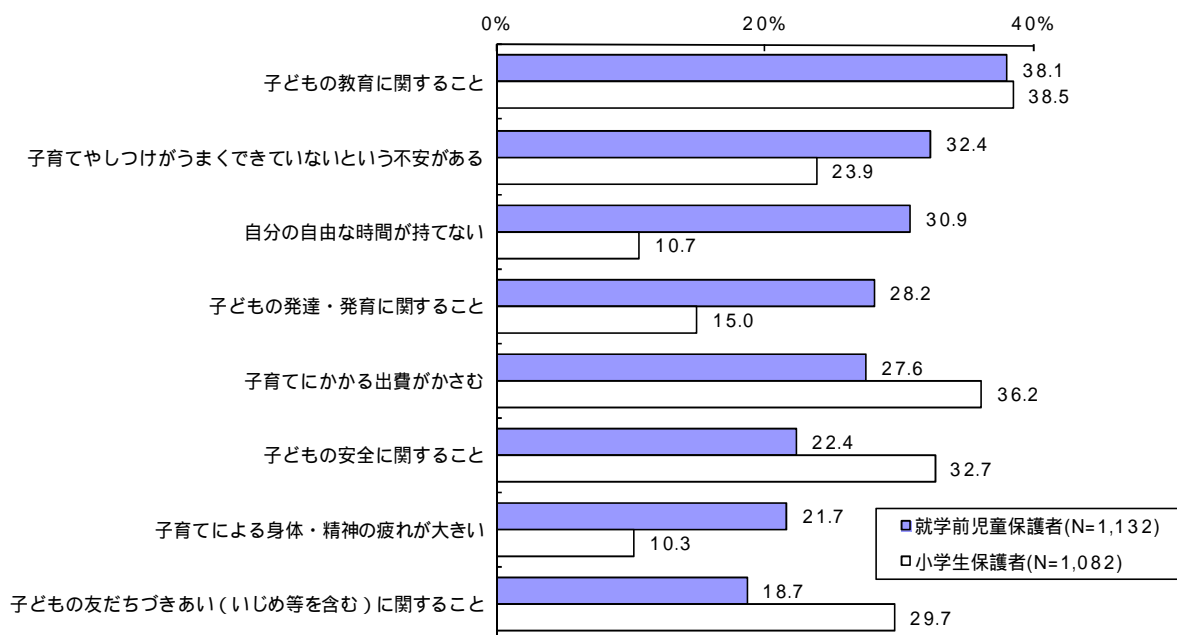
回収結果：未就学児世帯・保護者 1,132 件（回収率 56.6%） 小学生世帯・保護者 1,082 件（回収率 54.1%） 合計 2,214 件（回収率 55.4%）

子育てに関して、日頃悩んでいること、気になること

子育てに関して、日頃悩んでいること、気になることについて、就学前児童では「子どもの教育に関すること」「子育てやしつけがうまくできていないという不安がある」「自分の自由な時間が持てない」の割合が、小学生では「子どもの教育に関すること」「子育てにかかる出費がかさむ」「子どもの安全に関すること」の割合がそれぞれ上位を占めています。

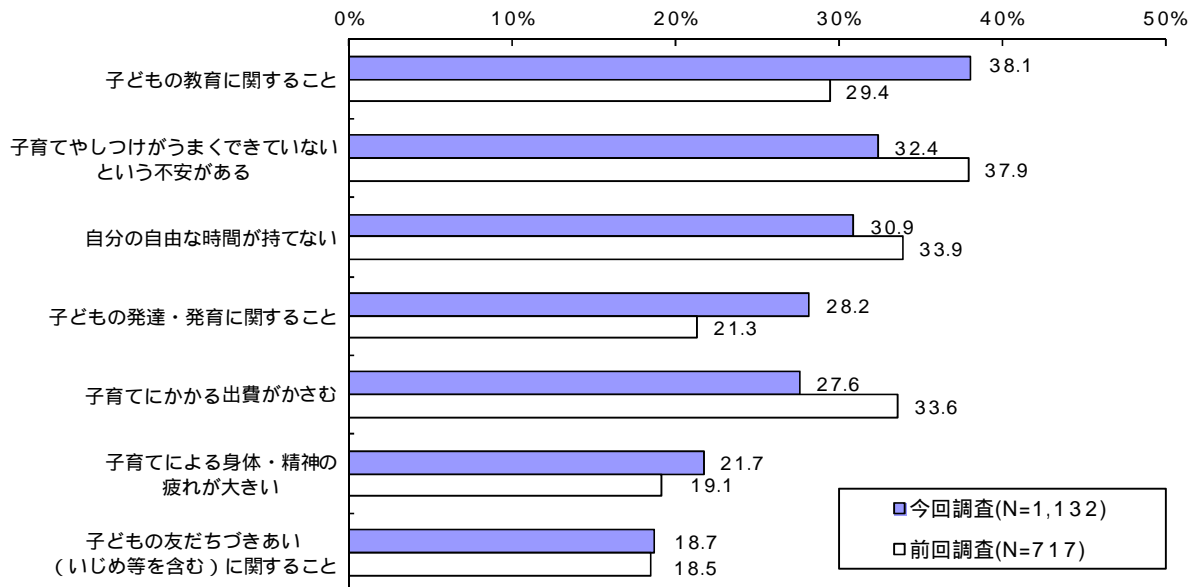
また、6 年前の調査との経年比較では、就学前児童における「子どもの教育に関すること」「子どもの発達・発育に関すること」の割合が高くなっている一方、「子育てにかかる出費がかさむ」「子育てやしつけがうまくできていないという不安がある」の割合が低くなっています。小学生の経年比較では、「子どもの発達・発育に関すること」「子育てにかかる出費がかさむ」の割合が高くなっている一方、「子育てやしつけがうまくできていないという不安がある」「子どもの教育に関すること」の割合が低くなっています。

子育てに関して、日頃悩んでいること、気になること（25 年度調査結果）

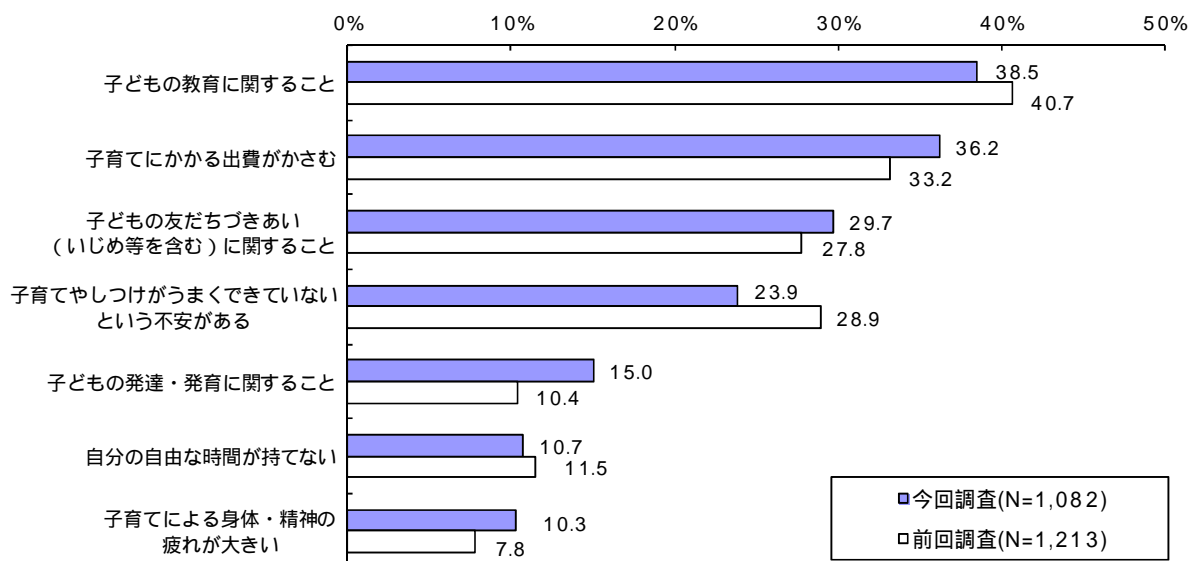


子育てに関して、日頃悩んでいること、気になること（経年変化）

< 就学前児童保護者回答 >



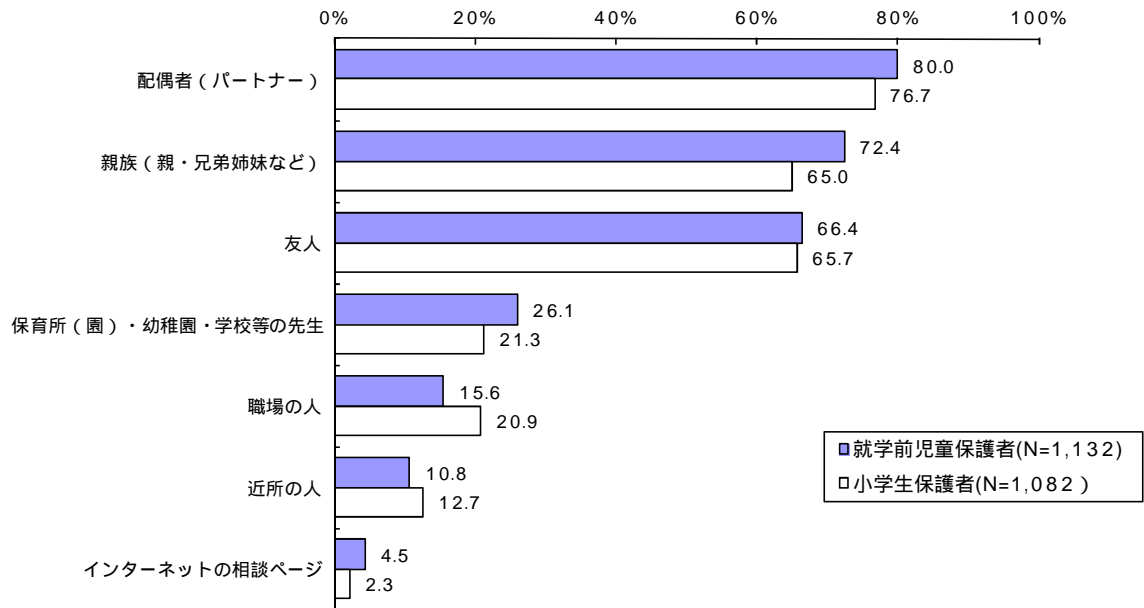
< 小学生保護者回答 >



子育てに関する悩みや不安がある場合の相談先

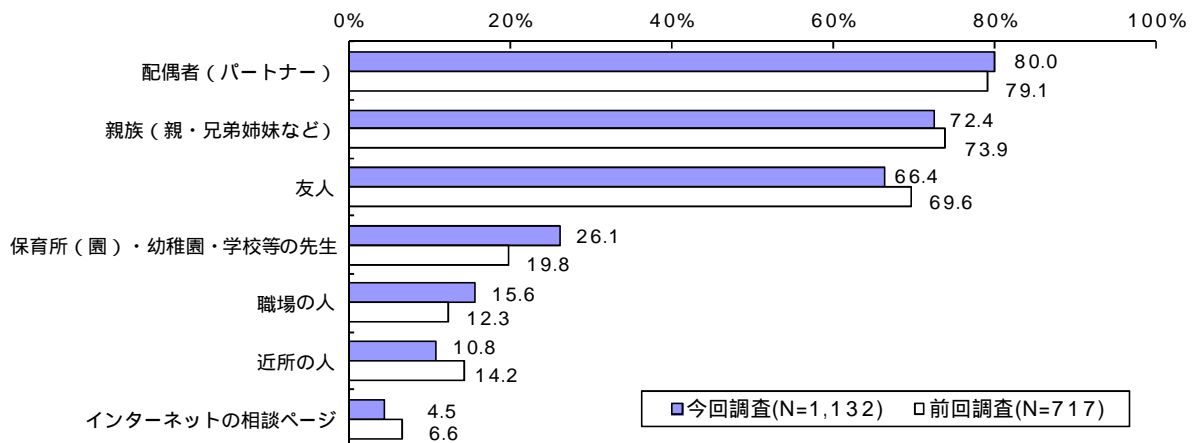
就学前児童、小学生ともに、「配偶者(パートナー)」「親族(親・兄弟姉妹など)」「友人」の割合が上位を占めており、6年前の調査との経年比較でもあまり変化はありません。

子育てに関する悩みや不安がある場合の相談先(25年度調査結果)

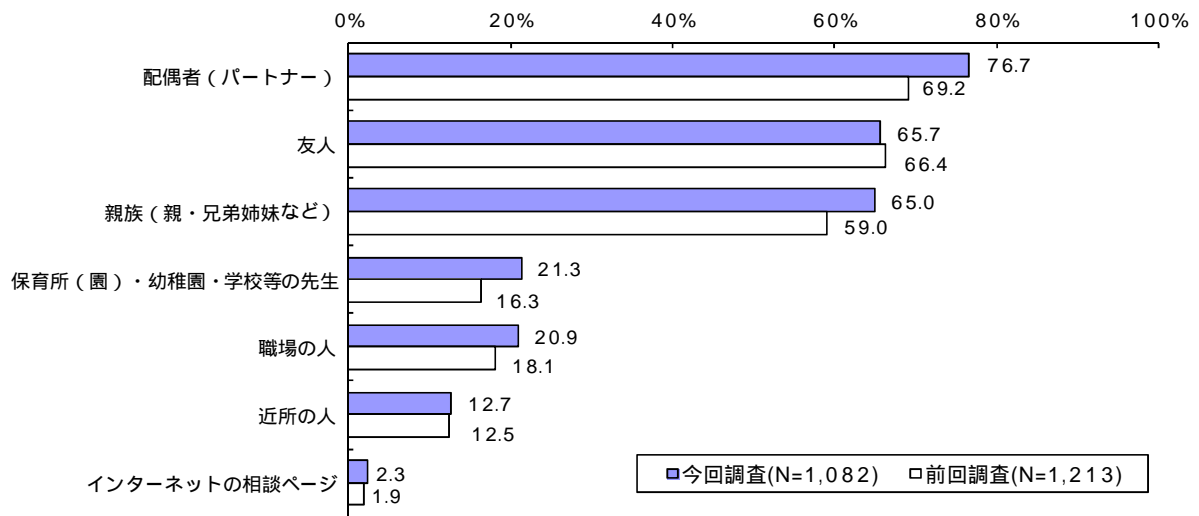


子育てに関する悩みや不安がある場合の相談先(経年変化)

< 就学前児童保護者回答 >



< 小学生保護者回答 >

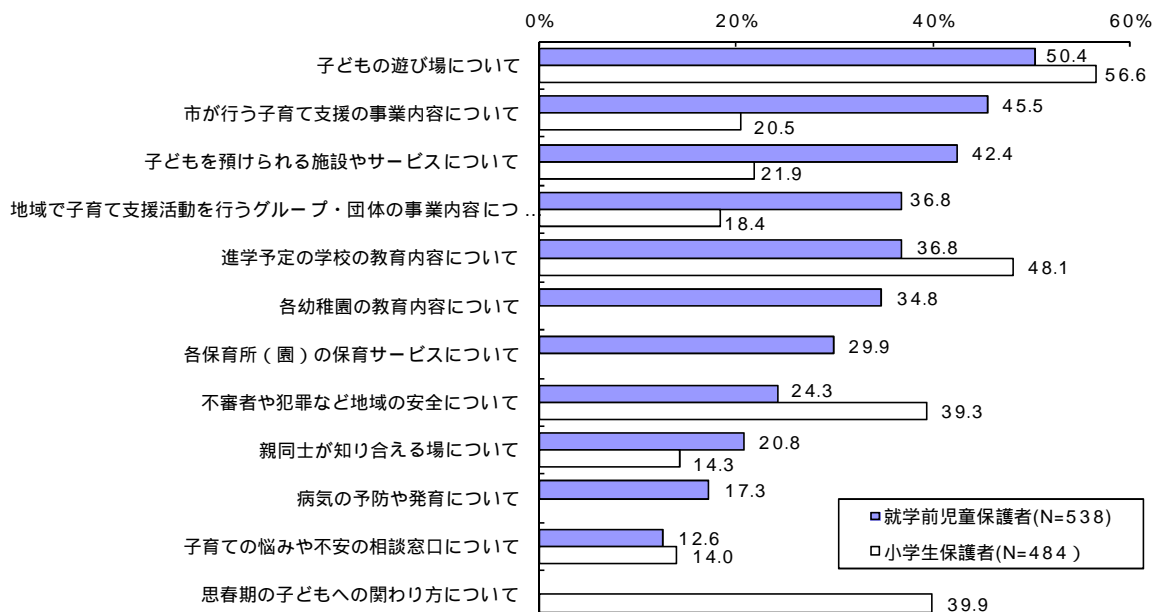


子育てに関する情報のうち、不足していると思うもの

就学前児童では「子どもの遊び場について」「市が行う子育て支援の事業内容について」「子どもを預けられる施設やサービスについて」の割合が、小学生では「子どもの遊び場について」「進学予定の学校の教育内容について」「不審者や犯罪など地域の安全について」の割合がそれぞれ上位を占めています。

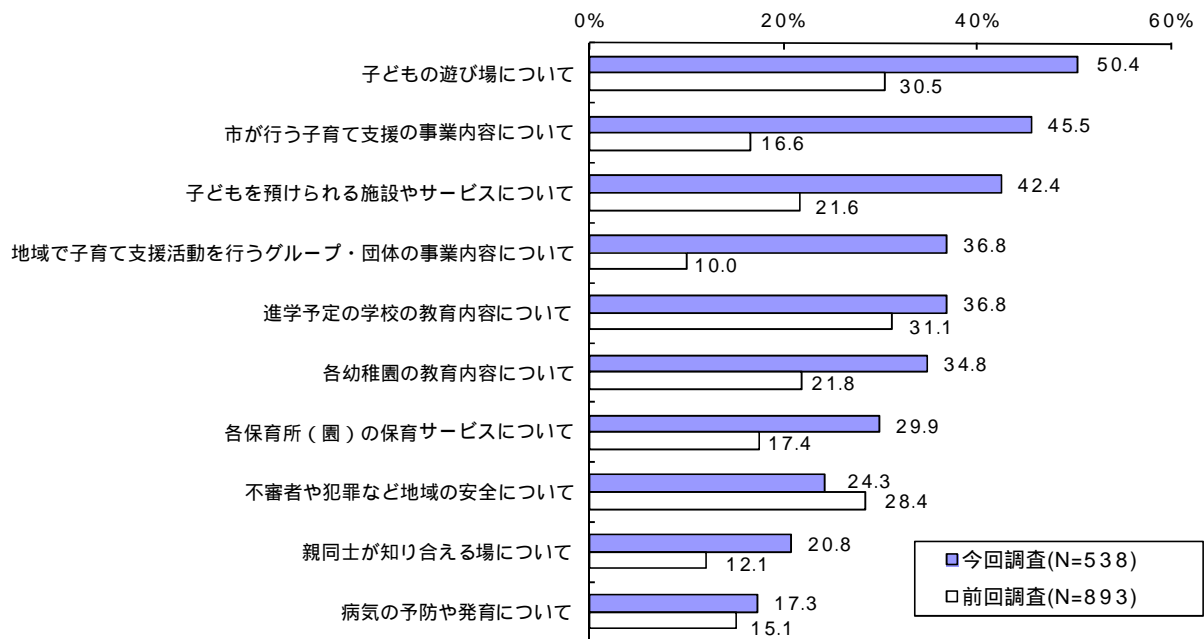
また、3年前の調査との経年比較では、就学前児童における「市が行う子育て支援の事業内容について」「地域で子育て支援活動を行うグループ・団体の事業内容について」の割合が、小学生では、「子どもの遊び場について」の割合が高くなっています。

子育てに関する情報のうち、不足していると思うもの(25年度調査結果)

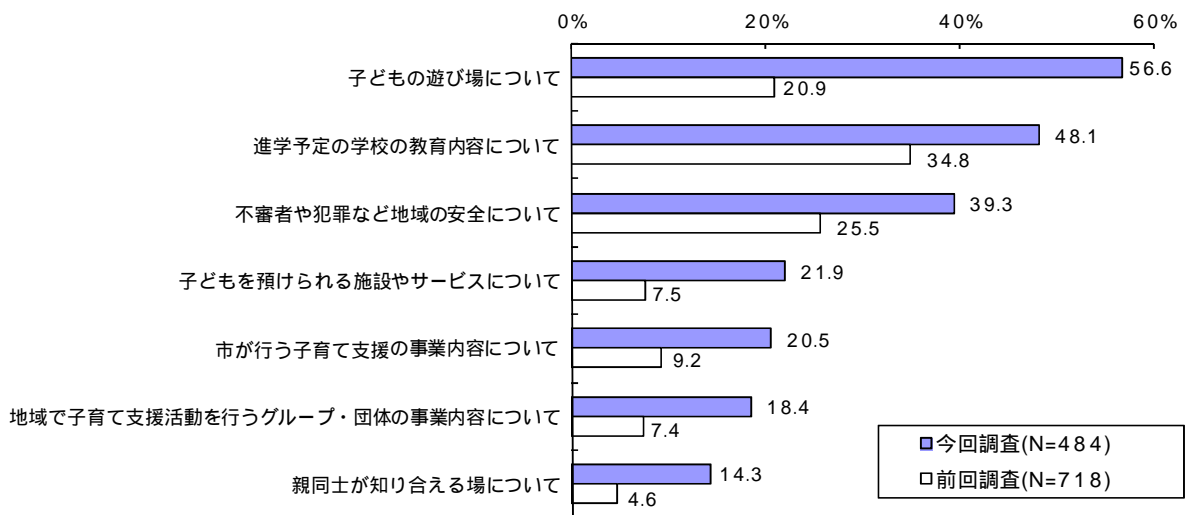


子育てに関する情報のうち、不足していると思うもの（経年変化）

< 就学前児童保護者回答 >



< 小学生保護者回答 >

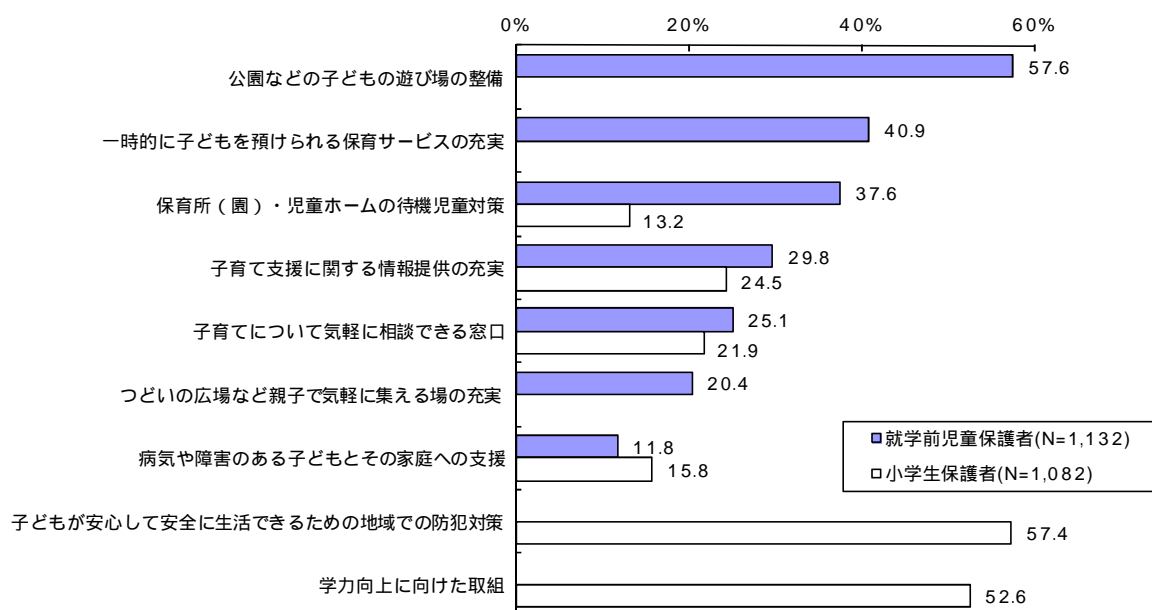


このアンケート結果のみ、前回調査は平成 23 年度に実施した「尼崎市 地域の子育て力向上などに関する市民意識・実態調査」結果

尼崎市の子ども・子育て施策でさらに充実させてほしいもの

就学前児童では「公園などの子どもの遊び場の整備」「一時的に子どもを預けられる保育サービスの充実」「保育所（園）・児童ホームの待機児童対策」の割合が、小学生では「子どもが安心して安全に生活できるための地域での防犯対策」「学力向上に向けた取組」「子育て支援に関する情報提供の充実」の割合がそれぞれ上位を占めています。

尼崎市の子ども・子育て施策でさらに充実させてほしいもの（25年度調査結果）



(2) 中・高生向け意識調査結果より

調査対象：尼崎市内公立中学校に通う1～3年生 452人及び公立高等学校に通う
1～2年生 477人（合計 929人）
調査期間：平成27年1月26日～2月13日
回収結果：中学生 402件（回収率 88.9%）、高校生 455件（回収率 95.4%）、
合計 857件（回収率 92.2%）

悩みの内容、相談相手【中学生】

中学生全体における悩みの相談相手については、「母」「学校の友だち・先輩」の割合が高い傾向にあり、「異性のこと」「性のこと」「いじめのこと」については、「だれもいない」の割合がやや高くなっています。

6年前の調査との経年比較では、「将来や進路のこと」「塾や習い事のこと」「お金のこと」「体や健康のこと」では、相談相手として「父」の割合が増加しています。

また、性別でみると、男子よりも女子の方が「学校の友だち・先輩」に相談する割合が高く、相談相手が「誰もいない」と答えた割合は、女子よりも男子の方が高い傾向にあり、6年前の調査結果でも同様の傾向となっています。

悩みの内容、相談相手【高校生】

高校生全体における悩みの相談相手については、「母」「学校の友だち・先輩」の割合が高い傾向にあり、「塾や習い事のこと」「性のこと」「自分の容姿のこと」「いじめのこと」については、「だれもいない」の割合がやや高くなっています。

6年前の調査との経年比較では、「将来や進路のこと」「お金のこと」「体や健康のこと」では、相談相手として「父」の割合が増加しています。

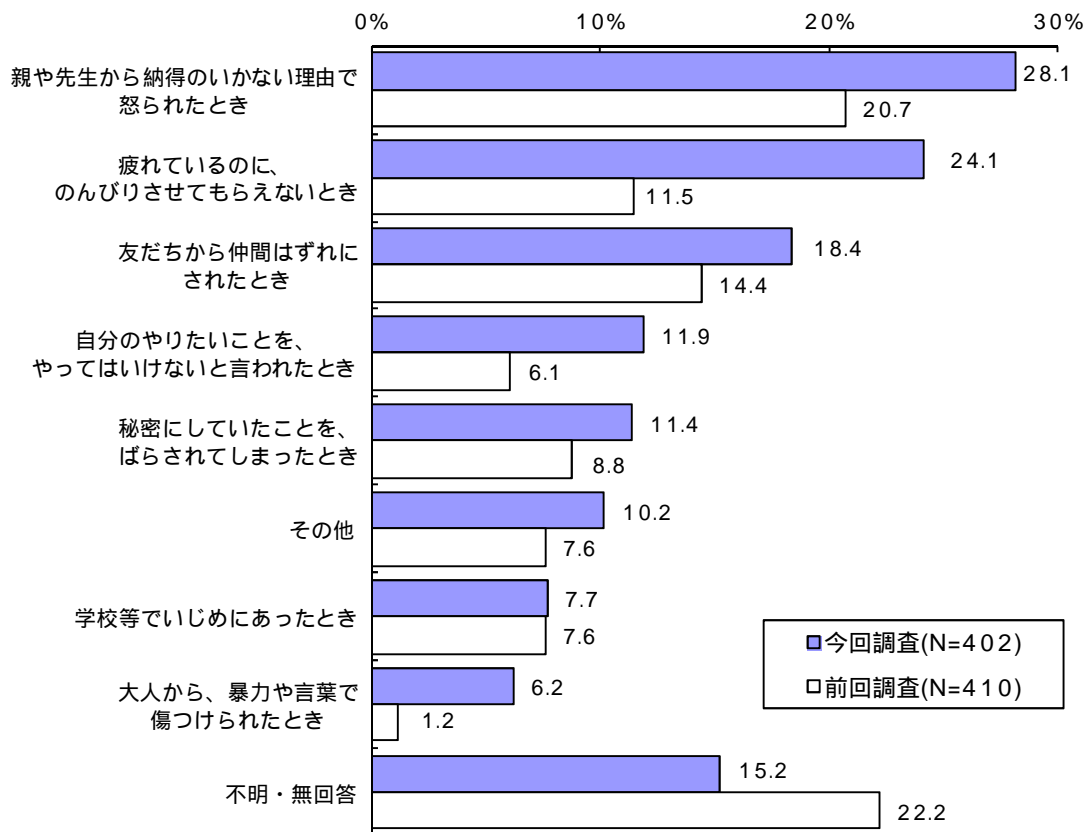
また、性別でみると、男子よりも女子の方が「母」「学校の友だち・先輩」に相談する割合が高く、「異性のこと」「塾や習い事のこと」「お金のこと」「自分の容姿のこと」「体や健康のこと」について相談相手が「誰もいない」と答えた割合は、男子よりも女子の方が高い傾向にあり、6年前の調査結果でも同様の傾向となっています。

一番つらいと思ったとき

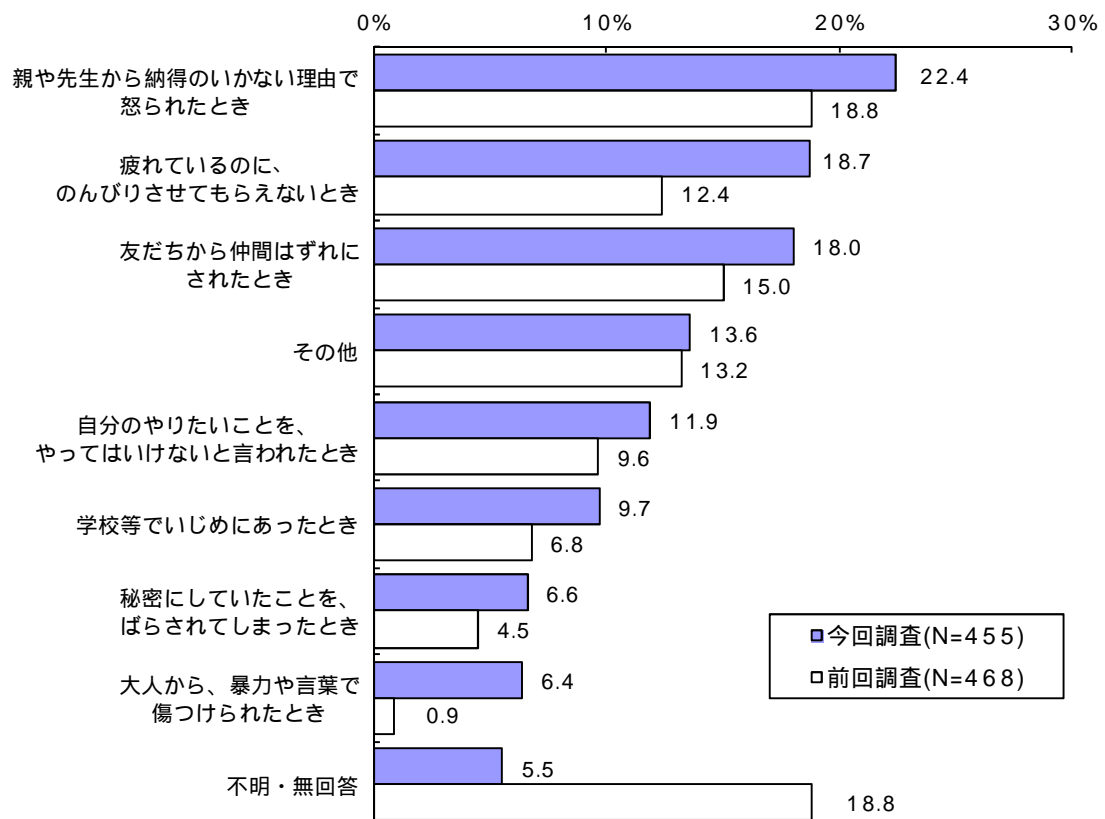
中学生、高校生ともに「親や先生から納得のいかない理由で怒られたとき」の割合が最も高かったのは6年前の調査結果と同じですが、次いで高かったのは「疲れているのに、のんびりさせてもらえないとき」となっており、特に中学生では6年前の調査結果よりも2倍以上の高い割合となっています。

上記以外で中学生、高校生ともに6年前の調査結果との経年比較で5ポイント以上高くなっている項目は「大人から、暴力や言葉で傷つけられたとき」となっています。

【中学生】



【高校生】

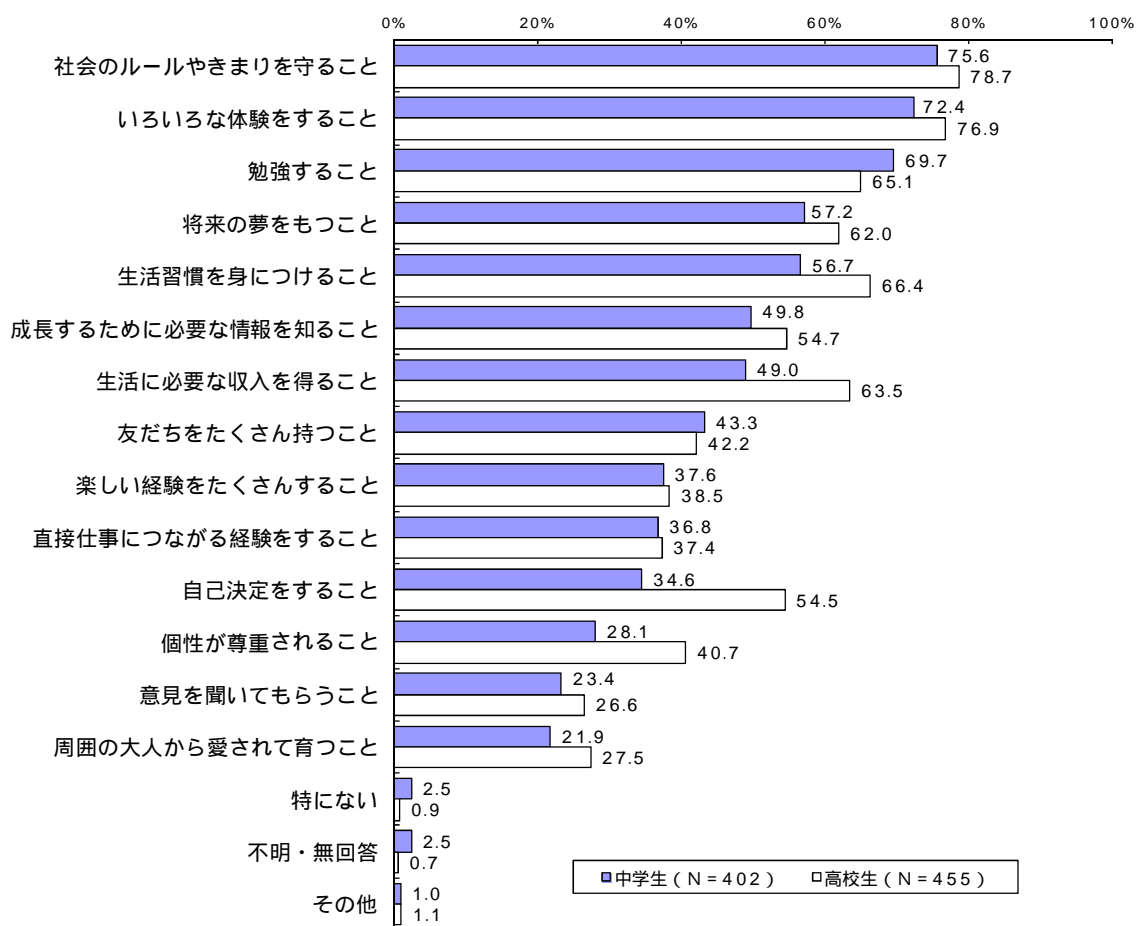


将来、自立した大人になるために、大切だと思うこと

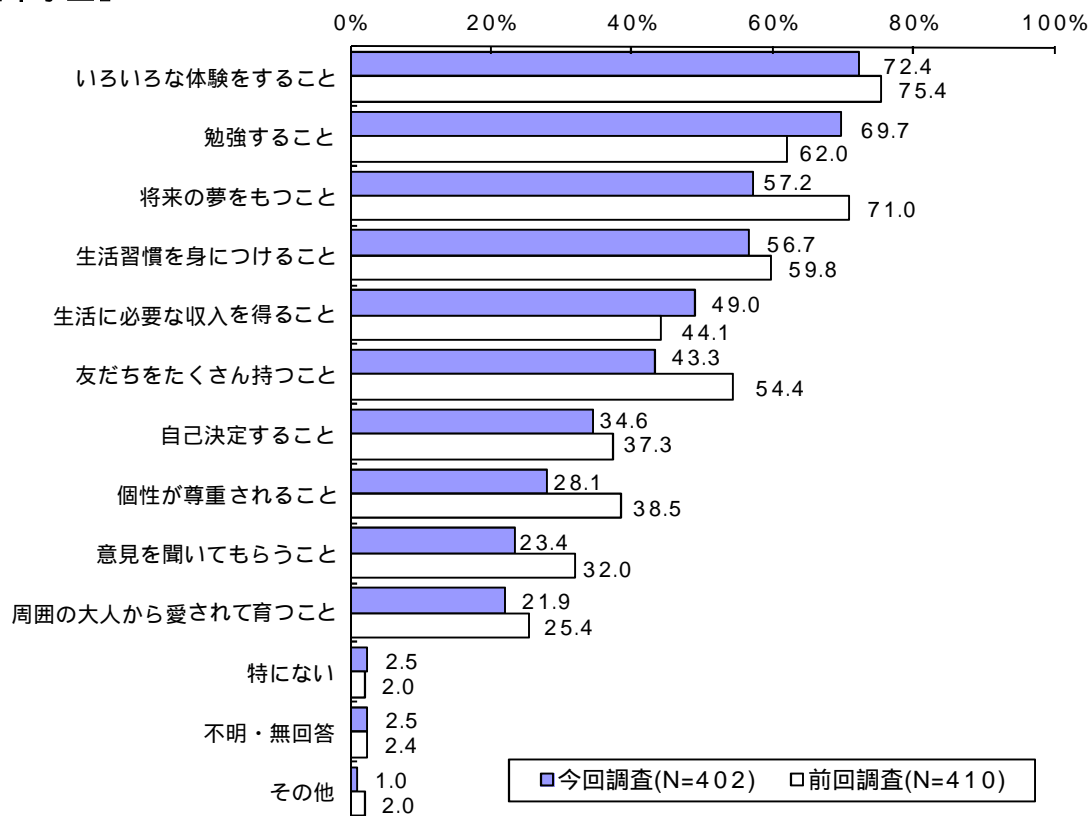
将来、自立した大人になるために、大切だと思うことについては、中学生、高校生ともに「社会のルールや決まりを守ること」の割合が最も高くなっています。

6年前の調査結果と比較すると、中学生における「将来の夢をもつこと」の割合は約20ポイント低くなっており、高校生における「生活に必要な収入を得ること」の割合は約20ポイント高くなっています。

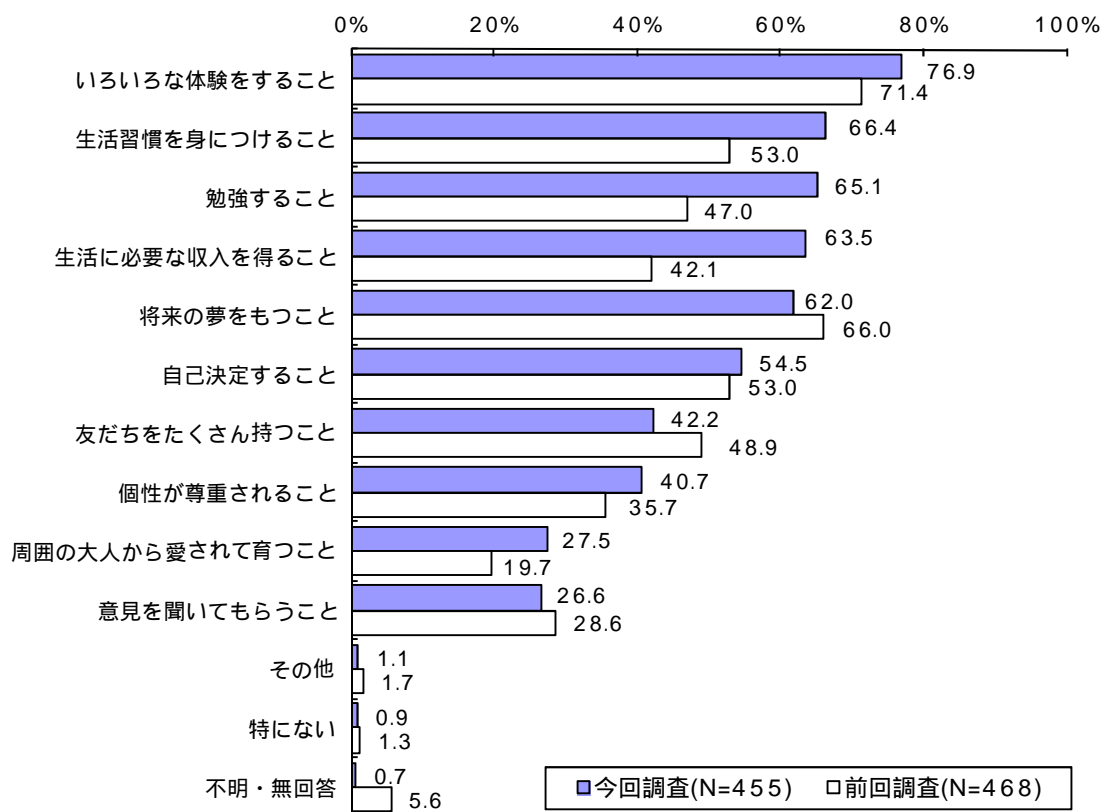
将来、自立した大人になるために、大切だと思うこと



【中学生】



【高校生】

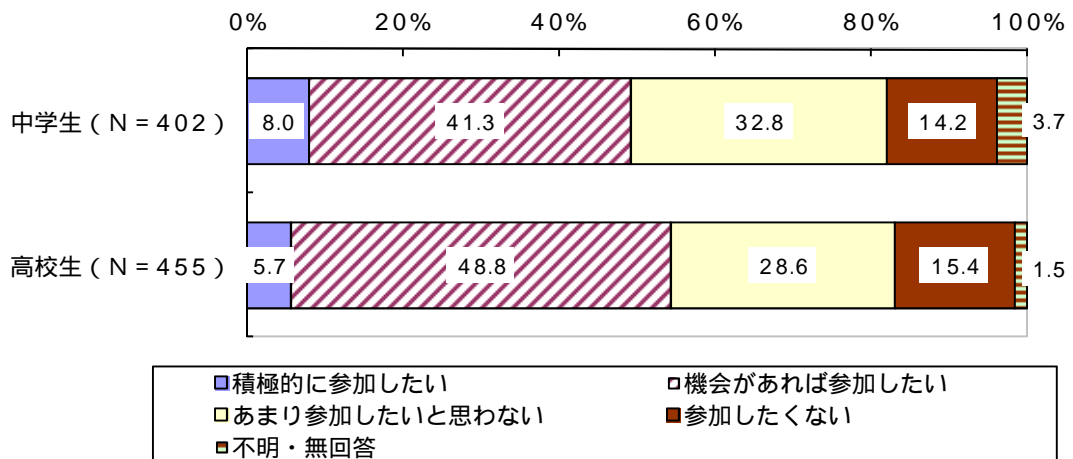


地域活動への参加について

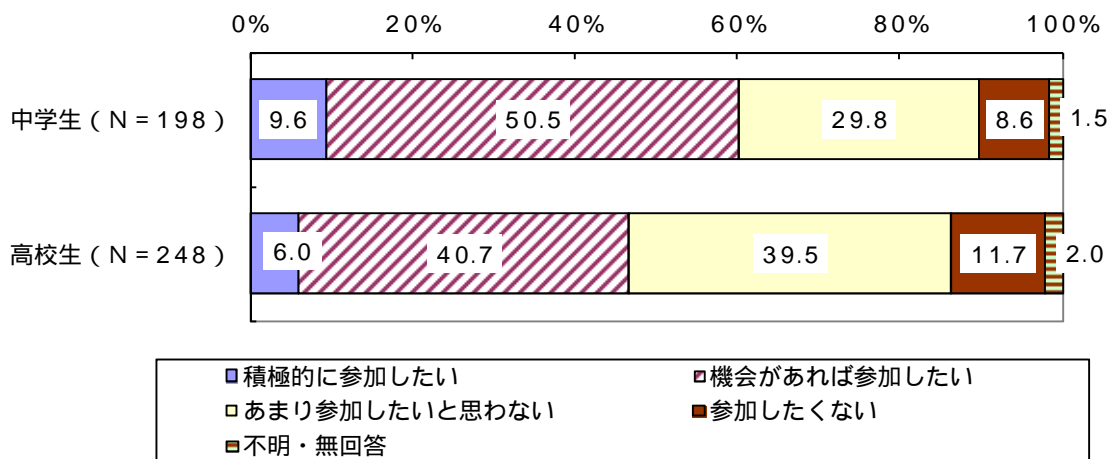
運動会、祭り、清掃活動、その他の地域の行事への参加意向については、中学生、高校生ともに『参加したい』（「積極的に参加したい」「機会があれば参加したい」の割合の合計）と『参加したくない』（「あまり参加したいと思わない」「参加したくない」の割合の合計）は、ほぼ同割合であり、『参加したい』と回答した中学生のうち約6割、及び高校生の約5割は、企画段階から「積極的に参加したい」もしくは「機会があれば参加したい」と回答しています。

一方、『参加したくない』と回答した理由として、中学生、高校生ともに「勉強や部活等で時間がない」「身近に活動がない/知らない」「行事に魅力がないから」の割合が高くなっています。

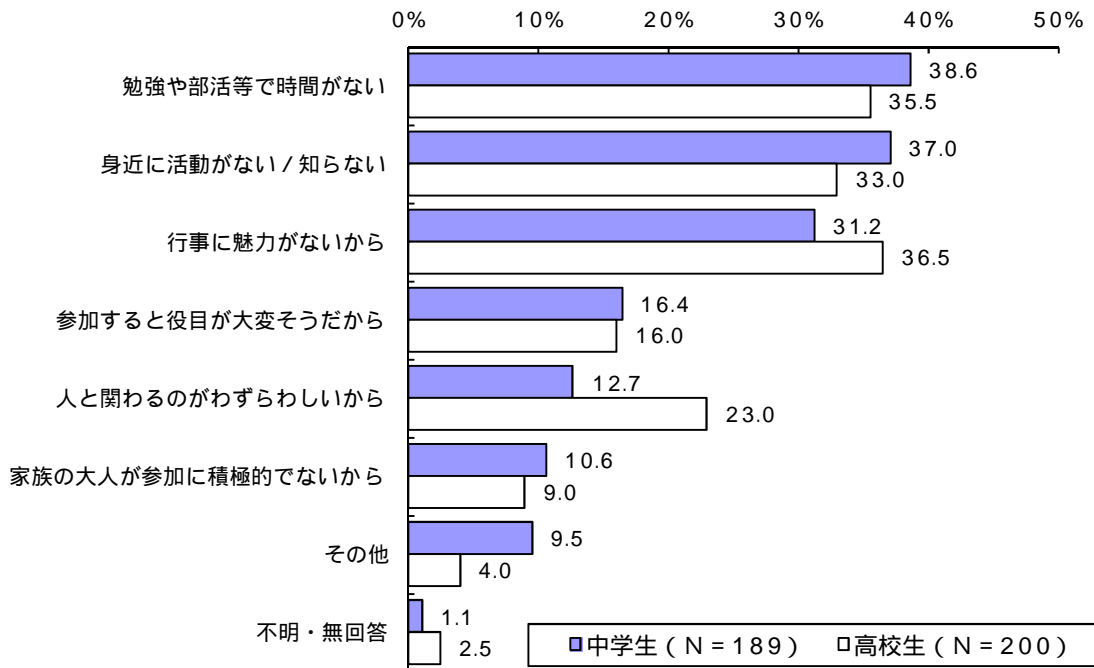
地域活動への参加について



地域活動への企画段階からの参加について



地域活動に参加したくない理由

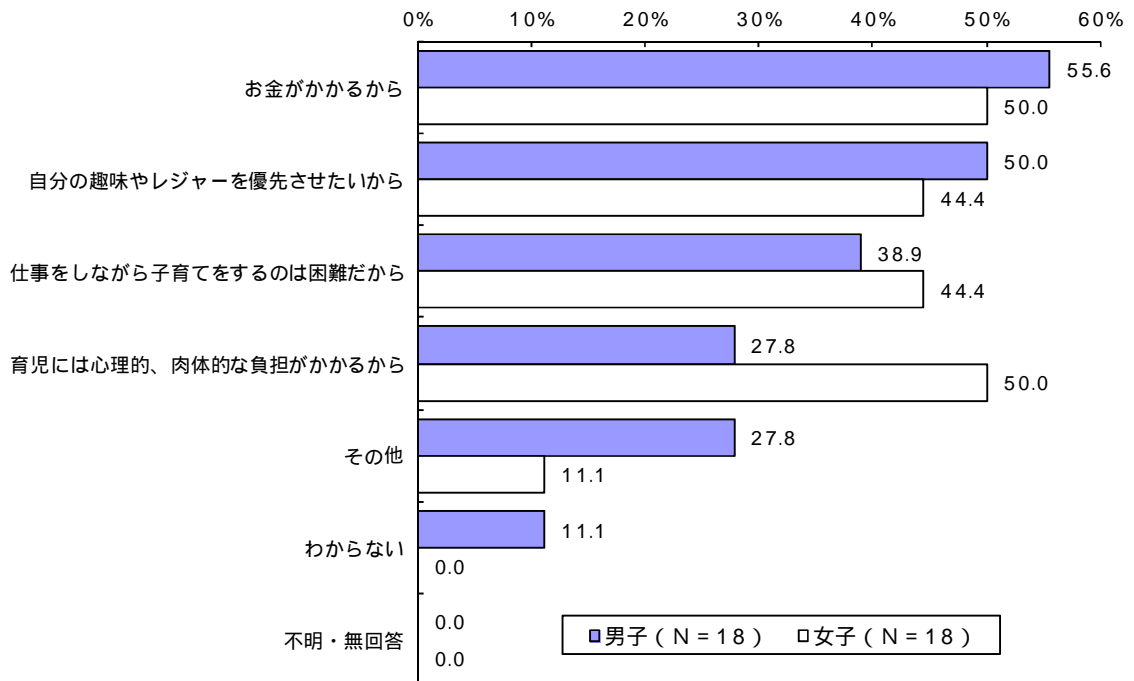


中学生、高校生の子どもを持つことへの意識

中学生では「当然、子どもをもって育てたいと思う」の割合が最も高く、その中でも乳幼児とふれあう機会が「たくさんある」中学生は、「まったくない」中学生よりも40ポイント以上高くなっています。

高校生では約7割が「子どもがほしい」と回答しており、その中でも乳幼児とふれあう機会が「たくさんある」高校生は、「まったくない」高校生よりも25ポイント以上高くなっています。一方、高校生の子どもがほしくない理由を性別でみると、「お金がかかるから」「自分の趣味やレジャーを優先させたいから」の割合は男子の方が高く、「育児には心理的、肉体的な負担がかかるから」「仕事をしながら子育てをするのは困難だから」の割合は女子の方が高くなっています。

子どもがほしくない理由（高校生のみ男女別）

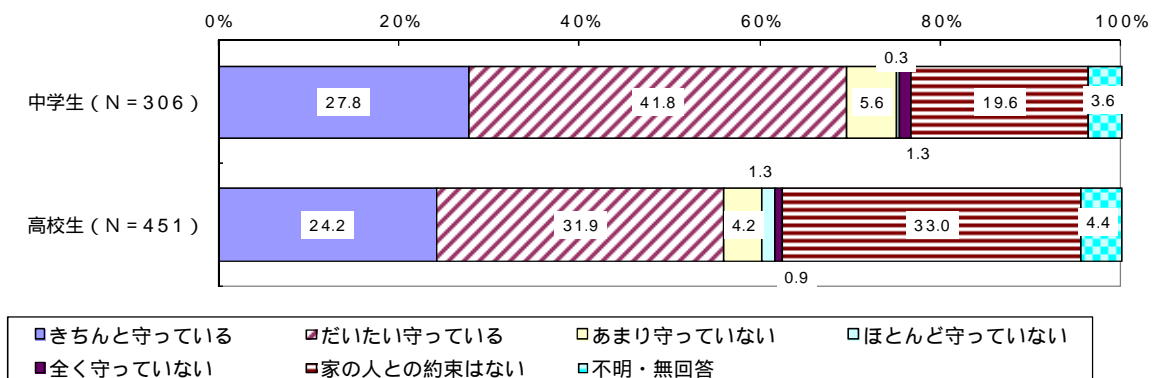


携帯電話（スマートフォンを含む）の所持状況等

中学生の約 8 割、高校生のほぼ全員が携帯電話やスマートフォンを持っています。

携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人との約束を「きちんと守っている」「だいたい守っている」を合わせると中学生、高校生ともに 5 割を超えている一方、中学生の約 2 割、高校生の約 3 割が「家の人との約束はない」と回答しています。

携帯電話やスマートフォンの使用ルールについて



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念と視点

(1) 基本理念 「子どもの笑顔が輝くまち あまがさき」

本市の総人口は、昭和 45 年に 55.4 万人のピークを迎えた後、長期にわたって減少が続いており、平成 22 年には 45.4 万人と、ピーク時よりも 10 万人減少しています。

人口構成は高齢化が進んでおり、平成 2 年には 72.5% であった生産年齢人口の比率が、平成 22 年には 63.7% まで低下する一方で高齢者の比率は高まっています。これと相まって地域社会を支えるべき子どもの減少や、子育て家庭の市外への転出等により市内各地のコミュニティは縮小し、地域住民が地域の問題に団結して対応していく力、地域を支えていく力である「地域力」が低下してきています。

次代を担う子どもたちの人権が尊重され、子どもたちが個性豊かに生き生きと輝き、家族のあたたかい愛に包まれ、地域社会に支えられてのびやかに育つことは、全市民の願いであり、ひいては地域のコミュニティが活力を取り戻し、全市民が生き生きと暮らせる尼崎市の再生にもつながります。

子育てについての考え方の基本は、次代を担うかけがえのない子どもたちの輝く笑顔と、健やかな成長を願い、それを社会全体で実現していくことにあります。

そのためには、一人ひとりの子どもたちの人権が尊重され、大人も、子どもも、地域の一員として、ともに生き、ともに感じ、ともに育つことのできる、心豊かな社会を創造していかなくてはなりません。

近年一人ひとりの価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの変容が起こり、また急速な少子化が進行する中で、私たちはどのような社会をつくるべきか。その中で、子どもはどう育ち、またどう育てるべきなのか。今こそ、市民の叡智とエネルギーを集め、積極的に考え、行動していかなくてはなりません。

個人、家庭、地域社会、事業者、行政等本市のあらゆる構成メンバーが世代を超え、領域を超えて協働し、「子どもの笑顔が輝くまち あまがさき」をつくりあげていきましょう。

(2) 基本的な視点

子どもの主体性の尊重

子どもの育ちを地域社会全体で支えるために、「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念に基づき、すべての子どもが国籍、出生、性別、障害の有無、家庭の状況等によって差別されることなく、子どもの人権が尊重されるとともに、子どもにとっての最善の利益や子ども自身の意思が最大限尊重されるよう、配慮される必要があります。

こうした考えをもとに、子ども一人ひとりが尊厳のある、かけがえのない存在であることについて、社会全体の認識を深め、児童虐待、いじめ、犯罪等の子どもへの著しい人権侵害に対する予防、早期発見、支援体制等の充実を図る必要があります。

また、子どもの主体的な学びや行動などを支え、子どもの社会参加を支援するなど、子どもの社会的な自立に向けた取組みを推進する必要があります。

家庭の子育て力が高まる支援

子どもが健やかに育つ上で、家庭が果たす役割は大きく、特に、日常的に関わる親の子育て力は重要です。しかし、子育て不安や様々なストレスを抱えているなどの状況により子育て力が低下している場合には、様々な主体が関わり、子育て力を回復し、また一層向上させていくための支援を行う必要があります、その環境づくりを進めることが大切です。

また、家庭において男女が協力して子どもを育てる責任を果たすことができるように、また、子育てを喜びと感ずることができるように、意識啓発を行い、支援体制を整えることも必要になります。

子どもに対しては、次代の親になるという長期的な視野に立ち、子どもを育てることの喜びや大切さについて学ぶ機会を提供するなどの取組みを進める必要があります。

協働による取組みと社会全体による支援

子どもを育てることは、社会全体の責任です。すべての市民は、子どもたちの育成を通じて明日の尼崎をつくることに関わっています。市民一人ひとりが、このことを意識し、社会で子どもを育てる喜びや大切さについて考え、個人、家庭、地域社会、事業者、行政等社会のあらゆる構成メンバーがそれぞれの役割と責任において、社会で子どもを育てるネットワークやシステムづくりを協働により取組む必要があります。

また、本市の財政状況を踏まえる中で計画を推進することから、公共施設の有効活用を図る等、地域における社会資源の効果的な活用も図っていく必要があります。

2 基本目標

目標 1 子育てを楽しむ家庭環境づくり

子育ては、保護者が第一義的な役割を担うものの、行政をはじめ地域住民や事業者など、社会全体ですべての子どもの健やかな育ちを支えていくことが必要です。

少子・高齢化の進行に伴い地域の近隣関係の希薄化が進行するなか、保護者の負担感や不安感を軽減し、安心して子どもを産み育てやすい環境を創出するための取組みを社会全体で進めていかなければなりません。

母子が心身ともに健康な生活を送ることは、子どもの育ちにおいて最も重要なことであり、妊産婦や乳幼児への切れ目ない支援として、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導などの一層の充実をはじめ、保健所、医療機関、保育所、幼稚園など関係機関が連携し、子育てに関する悩みや相談を解決するため、情報を提供したり、適切な支援につなぐことが必要です。

一方、思春期の子どもに対しては、性や喫煙、飲酒、薬物乱用等についての知識の普及・啓発を継続的に行い、命の大切さを学ぶことを通じて自尊感情を高めるとともに、将来親になるための意識の醸成を図っていかなければなりません。

また、子どもたちが安全で安心してのびのびと活動することができる生活環境づくりにおいては、学校や保護者、地域住民、事業者などが連携、協力し、見守り活動をはじめとする地域が一体となった取組みを通じて、地域で子どもを守るといった意識の醸成が図られることが重要です。

さらに、保護者や子どもたちに対しても、防犯や交通安全の意識啓発、安全・安心に関する情報の提供などが必要です。

そして、専門機関による相談や、仲間同士で気軽に集い、交流することができる場の充実など、保護者の育児不安や子育てに対する負担感の軽減を図るための取組みを推進するほか、ひとり親家庭が安定、自立した生活基盤を確保するための支援などを通じて、家庭の子育て力が高まっていくことが重要です。

こうしたことから、この計画の基本理念を実現するために、すべての家庭が安心して子どもを産み、子育てを楽しく感じることができるような環境を整備していくことを目指します。

目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

地域の近隣関係が希薄化している現在、地域とのつながりを持つことができずに孤立してしまう子育て家庭が少なくない状況です。

身近に相談したり支援してくれる人がいない場合、自立・安定した生活基盤の確保が難しい等の状況にある場合、子育てに対する不安や負担感が増大し、それがストレスとなって虐待につながる可能性が高くなることがあります。

社会的に孤立しやすい傾向にある人が、社会的支援を必要とする状態に陥らないようにする未然防止の観点から、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、きめ細やかな支援の充実を図るとともに、児童虐待をはじめとする支援の必要な子どもの早期発見・早期対応が一層求められます。

また、発達障害を含む障害のある子どもが、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、障害の状況を早期かつ適切に把握し、成長の段階に応じた切れ目のない支援につなげていく必要があります。

そして、子ども・子育て家庭が地域の中で孤立してしまわないよう、地域で活動している団体・グループ・ボランティアなどの子ども・子育て支援の活動を行う者同士のネットワークの構築を支援することや、こうしたグループ等と連携を図りながら、地域に点在する情報や社会資源をつなぐことを通して、地域における子育て力をさらに向上させることが可能となります。

こうしたことから、この計画の基本理念を実現するために、すべての子どもが健やかに成長していくことができるような環境づくりを目指します。

目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、豊かな人間性や社会性がはぐくまれるために、教育環境の整備は重要な課題となります。しかし、近隣関係の希薄化や遊びの変化などを背景に、人間関係づくりを学ぶ機会や、子どもの育ちにとって大切な様々な体験を得る機会が減っている状況にあります。また、いじめ、不登校、非行など、子どもが抱える様々な問題への対応も依然として課題となっています。

学校においては、子どもの生きる力をはぐくむために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指す学校教育を展開するとともに、家庭・地域・学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境の充実を図ることが重要です。

家庭教育においても、学校教育の充実を図るうえで、子どもの望ましい基本的な生活習慣が確立されていることが重要であることから、子育て家庭の保護者に対して、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭教育の重要性を認識してもらう働きかけが必要です。

いじめや不登校の問題は、家庭や関係機関との連携により適切に対応するとともに、未然防止や早期発見の観点からも取り組むことが必要です。

また、青少年の健全育成を図るために行っている居場所づくり、社会参加・交流の機会づくり、青少年が多様な主体的活動を行うことの支援、青少年を支える地域活動の促進・支援、青少年の非行化防止などの取組みの充実のため、地域社会との一層の協働が必要です。

加えて、急速なインターネット環境の普及から、インターネットを原因として子どもが犯罪に巻き込まれたり、いじめにつながるケースが増加傾向にあり、子どもの健全育成に与える影響が非常に大きいことから、家庭の協力を得ながら、インターネットの正しい利用に関する啓発が必要です。

こうしたことから、この計画の基本理念を実現するために、子どもが社会の一員であることを自覚しつつ他者を尊重し、主体的に強く生きていく力を地域社会全体ではぐくむ環境づくりを目指します。

3 計画の体系

目 標	施 策	施策の方向性
<p>目標 1</p> <p>子育てを楽しむ家庭環境づくり</p>	<p>(1)安全に安心して産み育てるための支援</p> <p>(2)家庭の子育て環境の充実に向けた支援</p>	<p>妊産婦・子どもへの健康づくり支援</p> <p>子育てしやすいまちに向けた取組み</p> <p>家庭の子育てを支える取組み</p> <p>子育てと仕事の調和の実現に向けた支援</p>
<p>目標 2</p> <p>すべての子どもが健やかに育つ環境づくり</p>	<p>(1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援</p> <p>(2)地域で子育てを支えるための支援</p>	<p>要保護・要支援の子どもとその家庭への支援</p> <p>障害のある子どもとその家庭への支援</p> <p>地域の子育て力を高める取組み</p>
<p>目標 3</p> <p>豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり</p>	<p>(1)学校教育の充実に向けた取組み</p> <p>(2)青少年健全育成のための支援</p>	<p>学力向上及び健全な心身の育成</p> <p>教育環境の整備</p> <p>学校・家庭・地域社会の連携</p> <p>多様な学習機会の提供</p> <p>多世代・異年齢との交流</p> <p>青少年の主体的な活動支援</p>

< 参考 > 関連する総合計画における施策の展開方向

新たな尼崎市次世代育成支援対策 推進行動計画		尼崎市総合計画における施策の展開方向
目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり		<p>【01 地域コミュニティ】【04 子ども・子育て支援】【05 人権尊重】 【10 医療保険・年金】【11 地域保健】【13 生活安全】 【14 就労支援】【20 都市基盤】</p>
(1)安全に安心して産み育てるための支援	妊産婦・子どもへの健康づくり支援	<p>支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等適切な維持・運営に努めます。(10-1) 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。(10-2) ライフステージに応じた健康づくりを支援します。(11-1) 適切な医療体制の確保に努めます。(11-2) 健康危機管理体制の確立に取り組みます。(11-3)</p>
	子育てしやすいまちに向けた取り組み	<p>子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。(01-2) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。(13-1) 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。(20-1)</p>
(2)家庭の子育て環境の充実に向けた支援	家庭の子育てを支える取り組み	<p>家庭における子育て力を高めます。(04-1)</p>
	子育てと仕事の調和の実現に向けた支援	<p>市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。(05-1) 企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り込みます。(14-1) 就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。(14-2)</p>
目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり		<p>【04 子ども・子育て支援】【06 地域福祉】【08 障害者支援】 【09 生活支援】</p>
(1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	要保護・要支援の子どもとその家庭への支援	<p>専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。(06-3) 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。(09-1) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。(09-2) 生活保護の適正運営と自立支援の取り組みを進めます。(09-3)</p>
	障害のある子どもとその家庭への支援	<p>地域での在宅生活を支えます。(08-1) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。(08-2) 障害のある人の社会への参加を促進します。(08-3)</p>
(2)地域で子育てを支えるための支援	地域の子育て力を高める取り組み	<p>地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。(04-3)</p>
目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり		<p>【02 生涯教育】【03 学校教育】【04 子ども・子育て支援】 【05 人権尊重】</p>
(1)学校教育の充実に向けた取り組み	学力向上及び健全な心身の育成	<p>確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。(03-1) 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。(05-3)</p>
	教育環境の整備	<p>子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。(03-2)</p>
(2)青少年健全育成のための支援	学校・家庭・地域社会の連携	<p>地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。(03-3)</p>
	多様な学習機会の提供	<p>市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1)</p>
	多世代・異年齢との交流	<p>健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。(02-2) 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。(02-3)</p>
	青少年の主体的な活動支援	<p>子どもの主体的な学びや行動を支えます。(04-2)</p>

第4章

計画の内容

目標 1 子育てを楽しむ家庭環境づくり

施策 (1) 安全に安心して産み育てるための支援

すべての子育て家庭が安全に安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることが求められており、母子保健サービスの充実をはじめ、小児医療体制の充実、相談・支援体制の強化、食育を含む心身の健康についての正しい知識の普及・啓発、不妊・不育相談などの支援が必要です。

保護者が子どもの日常や現状を理解することができれば、子育てに対する不安感や負担感の軽減につながることから、妊娠期などの子育てのできるだけ早い段階から母親だけでなく父親も一緒に子どもの成長過程を学ぶこと、子どもがどのように育っていくのか関心を持つことが重要です。

子どもの育ちにとって大変重要な基盤である、愛着の形成を育んでいくために、将来親になる世代や保護者に子ども・子育てに関する知識及び意識の普及・啓発や子育てに関する学習の場をつくる必要があります。

子どもの発達・発育に関する不安について、早期支援につながるよう相談窓口の周知を図るとともに、関係機関における支援連携の充実が必要です。

将来親になる世代への意識の醸成として、学校教育と連携した思春期の性に関する健康教育による正しい知識の普及や乳幼児とのふれあう機会の提供が必要です。子どもが安全に安心して生活するためには、事故や犯罪に巻き込まれないように地域全体で子どもを見守るといった意識をもつことが重要であり、地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に取り組む必要があります。

本市の現状・課題

少子化や地域における近隣関係の希薄化が進んだことにより、子どもとの関わりや育児体験がほとんどないまま親になる場合が多く、出産や子育てに対して過剰な不安を抱いたり、周囲からの支援を受けにくい状況があります。

中・高生向け意識調査結果をみると、乳幼児とふれあう機会の多い中・高生ほど子どもを持つことへの意識が高くなっています。

保護者向けアンケート調査結果では、子育てに関して、日頃悩んでいること、気になることとして、「子どもの発育・発達に関すること」の割合が、前回調査結果と比較して就学前児童保護者、小学生保護者ともに高くなっています。

保護者向けアンケート調査結果では、尼崎市の子ども・子育て施策でさらに充実させてほしいものとして、「子どもが安心して安全に生活するための地域での防犯対策」の割合が高くなっています。加えて、尼崎市では自転車利用者の事故が多発しており、人身事故で自転車に関係する事故の割合が高くなっています。

施策の方向性

妊産婦・子どもへの健康づくり支援

母子の健康保持・増進、疾病予防や異常の早期発見・早期支援に対する体制の充実に努めるとともに、保健所、医療機関や保育所・幼稚園をはじめとした関係機関と連携しながら子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供に努めます。平成27年3月策定の「第2次尼崎市食育推進計画」との整合を図り、食を通じたふれあいで親子の絆や子どもの五感の発達を促し、楽しく食べる環境づくりを推進するとともに、規則正しい食生活のための啓発・教育・個別支援など、生活習慣病の予防に取り組めます。

乳幼児期の子どもの愛着形成の過程において、子育て環境が悪化することはその後の子どもの育ちに与える影響が大変大きいと、妊娠期から産後・乳幼児期の支援体制の充実にについて検討していきます。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25年度	26年度	
妊娠11週以内の届出率	93.2%	94.6%	
母子の健康保持や支援が必要な妊婦を早期に把握し支援につなげるため、早期の妊娠届出率の向上に取り組めます。			
乳幼児健康診査の受診率	3ヵ月児 96.7%	3ヵ月児 95.5%	
	9~10ヵ月児 94.0%	9~10ヵ月児 93.9%	
	1歳6ヵ月児 93.8%	1歳6ヵ月児 94.4%	
	3歳児 91.4%	3歳児 92.2%	
子どもの成長や発達に影響を及ぼす疾病等の早期発見・早期支援につなげるため、乳幼児健康診査の受診率向上に取り組めます。			
休日・夜間の産婦人科救急患者に対する当番病院の応需体制	100%	100%	
適切な医療体制の確保に努めます。			
小児救急医療電話相談の認知度		47.7%	
不要不急な受診の抑止や保護者の不安解消に向け、適切な受診への意識醸成を図ります。			
予防接種（法定）の接種率 （麻しん・風しん）	1期 93.7%	1期 95.7%	
	2期 97.4%	2期 89.4%	
伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防し健康を保持するため、予防接種の接種率向上に取り組めます。			
毎日朝食を食べる人の割合 幼児は幼稚園・保育所（園）を通じた保護者向けアンケート結果より算出、小・中学生は全国学力・学習状況調査結果より算出	幼児 94%	幼児 94%	
	小学生 95%	小学生 93%	
	中学生 91%	中学生 89%	
規則正しい食習慣を身につけるための取組みや、食育を通じた健全な生活習慣の確立に向けた取組みを行います。			
尼っこ健診における生活習慣病の有所見率	45.8%	52.2%	
生活習慣病予防に向けた取組みにより、子どもの健康保持・増進に努めます。			

子育てしやすいまちに向けた取組み

子育てや地域の見守り等をテーマとした地域活動などにより、安全・安心な地域社会の形成を促進します。

地域や警察、防犯協会等の関係機関と連携し、街頭犯罪の防止に向けて取組むとともに、市民に対する防犯意識の醸成のための啓発活動を行い、子どもの犯罪被害の防止に取り組めます。

子ども・子育て家庭が安全に生活できるよう、子どもに対する防犯や交通ルールを身に付けるための啓発活動を、警察・防犯協会・交通安全協会・地域・学校・家庭などとの連携・協力体制を強化しながら推進します。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25年度	26年度	
市内の犯罪認知件数	9,434 件	8,639 件	
市民、警察、防犯協会等の関係機関と連携し、地域の安全・安心の確保に取り組めます。			
市内の自転車関連事故件数	1,043 件	1,009 件	
交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に向けた啓発により、地域の安全・安心の確保に努めます。			

<参考: 尼崎市における年別自転車・原付の事故件数の推移>

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人身事故件数	3,192	3,011	2,864	2,763	2,630	2,684	2,675	2,480	2,441	2,415
うち自転車事故	1,196	1,161	1,146	1,141	1,155	1,159	1,131	1,042	1,043	1,009
うち原付事故	642	591	584	512	454	501	500	446	394	363

施策 (2) 家庭の子育て環境の充実に向けた支援

家庭は子どもの成長における第一義的な役割を担っており、就学前の子どもの成長過程において重視すべき「愛着の形成」「情緒の安定」「基本的な生活習慣の確立」「様々な体験・経験の蓄積」「いろいろな人と関わる力の獲得」のため、保護者の子育て力が高まることが重要です。

地域の中で孤立を防ぎ、親としての本来の力が発揮できるような家庭環境を創り出すため、行政をはじめ地域社会全体で家庭の子育てを支えることが重要です。

家庭の子育てを支えるため、保育所（園）や児童ホームにおける待機児童の解消や、地域の子ども・子育て支援の充実が必要です。

子育てに関する不安感や負担感の軽減には、子育て家庭の生活基盤が自立・安定していることが重要であり、そのためには自立・安定した経済基盤の確保と調和の取れた生活様式が必要であるとの認識から、安定就労に対する支援やワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の働きかけが有効であると考えられます。

本市の現状・課題

地域の近隣関係が希薄化している現在、地域とのつながりを持つことができずに孤立してしまう子育て家庭も少なくない中、保護者向けアンケート調査結果では、子育てに関して、日頃悩んでいること、気になることとして、「子育てやしつけがうまくできていないという不安がある」「自分の自由な時間が持てない」「子育てにかかる出費がかさむ」と感じる保護者の割合が高く、このような子育て家庭の身体的・精神的な負担軽減に加え、経済的負担を一部軽減することも、家庭の子育て支援につながると考えられます。

保護者向けアンケート調査結果では、就学前の子どもに対する尼崎市の子ども・子育て施策でさらに充実させてほしいものとして、「公園などの子どもの遊び場の整備」「一時的に子どもを預けられる保育サービスの充実」「保育所（園）・児童ホームの待機児童対策」の割合が上位を占めています。

行政は相談窓口の体制などを一定整備しているものの、保護者向けアンケート調査結果では、子育てに関する悩みや不安がある場合の相談先については、「配偶者（パートナー）」「親族（親・兄弟姉妹など）」「友人」の割合が圧倒的に高く、過去の調査結果と同じ傾向にあることから、悩みを抱える保護者が気軽に利用することができるよう、相談窓口の周知をはじめとした、利用希望者が身近に感じることができるような取組みが必要です。

悩みや不安を抱えながらも、相談窓口の敷居が高いなどの理由から解決に向けた第一歩を自ら踏み出せない人もいることが考えられることから、早期発見・早期対応の観点で行政などからそのような人たちに働きかけ、寄り添う支援の充実について検討が必要です。

施策の方向性

家庭の子育てを支える取組み

親としての本来の力を発揮することができるよう、また、家庭の子育て力を自ら高めていくことができるよう、行政の関係部門が連携して保護者が子育てについて学んだり考えたりする機会や、保護者同士が気軽に集い、交流することができる場を提供します。

尼崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策の内容に沿った保育所並びに児童ホームの待機児童対策に取り組むとともに、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育をはじめとした地域子ども・子育て支援事業についても、量の見込みに対する確保方策の取組みを推進します。また、保育の質の更なる向上のため、専門研修、派遣研修、公開保育などを実施します。

学校や地域との連携を一層深めながら、こどもクラブが全児童を対象とした放課後の安心・安全な居場所のひとつとなるよう取組みます。

各種保育サービスや育児相談、手当の支給、助成、貸付など、子育て支援に関するサービスや支援内容が分かりやすく伝わるよう、市報やホームページをはじめとした既存媒体による効果的な情報の発信・提供に引き続き取組みとともに、地域子育て支援拠点において、個別的ニーズに合わせた相談や支援に取り組めます。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25 年度	26 年度	
身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	46.4%	47.7%	
各種相談窓口や気軽に立ち寄ることができる交流の場の周知をはじめ、子育て支援に関する効果的な情報発信により、子育て家庭の利用度・満足度が高まるよう努めます。			
こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	86.3%	89.4%	
母子の状況・養育環境の把握、子育てに関する情報提供、子育てに関する相談・指導などを行い、乳児家庭の孤立化を防ぐとともに、適切なサービス提供につなげます。			
つどいの広場利用者数	48,529 人	62,595 人	
子育て親子が身近な地域で気軽に集える場の提供により、親子同士の交流促進や保護者の負担感軽減などに努めます。			
保育所入所待機児童数(年度当初)	74 人	80 人	
尼崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の量の確保に取り組めます。			
児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点)	144 人	179 人	
尼崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童健全育成のための量の確保に取り組めます。			

放課後児童クラブ(児童ホーム)と放課後子ども教室(こどもクラブ)の計画的な整備について定めた「放課後子ども総合プラン」については、50 ページに別途記載します。

子育てと仕事の調和の実現に向けた取組み

男女共同参画社会づくりに積極的に取り組む市内企業を男女共同参画推進認定事業者として認定し、表彰をはじめとするインセンティブを付与するとともに、企業団体等と連携し、企業（使用者側）を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する啓発に取り組めます。

就労や起業支援として、専門的知識や技術を修得するための学習の機会の提供や、子育てと仕事の両立あるいは子育て後の職場復帰、労働問題について相談業務を実施します。

就労支援のため、女性が抱える問題や労働相談に応じるとともに、女性の就職、転職、再就職に関する求人情報などの各種情報を収集・提供します。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25年度	26年度	
「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加	64.3%	68.0%	
男女共同参画社会づくりの意識啓発に取り組む、家庭における子育てと仕事の調和の促進に努めます。			
無料職業紹介窓口求職登録者の就職件数のうち女性の就職件数の割合	23.2%	31.2%	
女性の就労希望をかなえ、多様な働き方に対応した支援によるワーク・ライフ・バランスの実現により、男女がともに子育てしやすい環境整備に取り組めます。			

放課後子ども総合プランについて

放課後児童クラブ（児童ホーム）と放課後子ども教室（こどもクラブ）の実施状況

本市では、平成27年度においては42校の小学校が設置されております。

市内全小学校区において、公立小学校敷地内に児童ホーム、こどもクラブの両公立施設を設置し、両事業を実施しています。

放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブの各年度における量の見込みと確保方策については、「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、実施します。

現在、全小学校敷地内において、余裕教室の活用もしくは専用施設の設置により、放課後の遊び及び生活の場として事業を実施しており、引き続き全小学校区で実施していきます。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

現在、全小学校敷地内に両施設を設置し、両事業を実施しており、引き続き、全小学校区において一体型による事業を実施していきます。

放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

現在、全小学校敷地内において、余裕教室の活用もしくは専用施設の設置により、放課後の安全安心な居場所として事業を実施しており、引き続き、全小学校区で実施していきます。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

両施設を全小学校敷地内に設置しており、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーター等が連携してプログラムの内容を協議し、両事業の児童が同じプログラムに参加できる事業運営を行っています。

小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活動に関する具体的な方策

現在、放課後児童クラブ10校、放課後子ども教室24校で、小学校の余裕教室等を拠点として活用しており、同時に、安心・安全な活動場所として、運動場や体育館等、学校施設を活用しています。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

関係部署等が連携するなかで両事業を実施し、放課後の児童の安全・安心な居場所づくりを行っています。両事業の実施にあたっては、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーター等が連携してプログラムの内容を協議し、両事業の児童が同じプログラムに参加できる事業運営を行っています。

上記5～7について、引き続き関係部署等が連携するなかで両事業を実施していきます。

地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

放課後児童クラブの開所時間については、ニーズ調査等に基づき、18時までの開所延長を実施しているところであり、今後についても、利用者のニーズ等を踏まえたうえで、必要に応じて検討していきます。

目標 2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

施策 (1) 社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援

支援を必要とする子どもの早期発見と早期対応、児童虐待の防止の観点から、関係機関等による連携を図りながら、見守りをはじめとした支援体制の一層の強化が必要です。また、その際には昨今のインターネット環境の急速な普及により日常生活の利便性が高まるメリットがある一方、親子や子ども同士のコミュニケーション不足などにより、子どもの自尊感情や社会性などの育みが阻害されるリスクもあるため、支援を要する状態に陥らないよう子どもや子育て家庭に対して働きかける視点が必要です。

障害のある子どもの発達を支援する観点から、本人やその家族に対して、適切かつ効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、必要な情報提供や療育等の支援を行うことが必要です。

本市の現状・課題

兵庫県西宮こども家庭センターのデータによると児童虐待の相談受付件数は増加傾向にあり、被虐待（虐待を受けている）児童の年齢区分では、就学前の子どもの割合が全体の半分と高くなっています。

国が実施している国民生活基礎調査結果から、経済的貧困を主な要因とする、いわゆる「子どもの貧困問題」が課題となっています。

離婚の増加等によりひとり親家庭が増加傾向にある中、大人二人で子どもを養育している家庭に比べ大人一人で子どもを養育している家庭の方が経済的に困窮している割合が高い傾向にあります。

障害のある子どもや発達に課題のある子どもに対しては、その能力を最大限に伸ばすことができるよう、障害等を早期に発見し、必要な治療や教育・指導訓練等の早期支援につなげていくことが重要です。そのため、専門的、継続的な相談支援体制の充実を図るとともに、保健所・医療機関・保育所・幼稚園等の関係機関との連携を強化していくことが必要です。

障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、本市では、児童発達支援センターを中心に障害児通所支援を行っていますが、サービスの利用意向や家族の状況等を踏まえた「障害児支援利用計画」が障害児通所支援の支給決定児童全員に作成することができていません。ケアマネジメントをよりきめ細やかに行っていくためにも、早期の対応が必要です。

社会的支援を必要とする子ども・子育て家庭に対する支援のため、関係各機関の連携を一層強化するための取組みが必要です。

施策の方向性

要保護・要支援の子どもとその家庭への支援

要保護児童対策地域協議会をはじめ、保健・福祉・医療・教育など行政の各分野、民生児童委員・児童相談所・警察などの関係機関、地域とのネットワークを最大限活用し、連携による情報共有や支援体制の強化に努めます。

子どもが抱える問題のうち、いじめ、不登校、非行等、主に教育分野で対応している問題の背景には、家庭環境や社会環境等の要因が複雑に絡んでおり、教育分野だけで対応し解決に導くには限界があることから、福祉、保健、教育分野などの関係機関の連携による、ソーシャルワークの手法を活用し、学校の対応力の向上の側面支援を行います。

社会的支援を必要とする子ども・子育て家庭に対して、子ども・子育てに関する様々な悩みや不安の相談に対応し、関係各機関がより連携して適切な支援につなぐことが可能となる体制（(仮称)子どもの育ち支援センター機能）について検討します。

生活困窮家庭の子どもに対して、貧困の連鎖を断ち切る観点から学習支援の取組みを引き続き実施し、学力の向上に取組みます。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25 年度	26 年度	
子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数	20 校	30 校	
学校現場への福祉の視点の導入、学校内の支援体制づくりのサポートに取組みます。			
学校の要請に対する支援校の割合	100%	100%	
学校現場への福祉の視点の導入、学校内の支援体制づくりのサポートに取組みます。			
要保護児童対策地域協議会の相談件数	1,556 件	1,827 件	
支援を必要とする子どもの早期発見と早期対応、児童虐待の防止に取組みます。			
要保護児童に関する個別ケース検討件数	244 件	258 件	
関係機関との情報交換・連携強化による要保護児童の支援に努めます。			
子育て家庭ショートステイ利用者数	18 件	18 件	
保護者の疾病や育児疲れなど子育てに対する不安感や負担感の軽減に努めます。			
母子生活支援施設入所者のうち自ら居宅を構え退所した世帯数	10 世帯	5 世帯	
母子生活支援施設に入所している家庭が安定・自立した生活ができるような支援に取組みます。			
生活保護受給世帯の子どもの高校進学率	90.7%	89.6%	
生活困窮家庭における世代間連鎖の防止に取組みます。			

障害のある子どもとその家庭への支援

障害等の早期発見・早期支援や、障害等の状況に応じた適切な指導や支援を行うため、保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携を図り、相談支援から療育、就学指導、生活支援など、発達段階に応じた切れ目のない支援に努めます。

地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援を行います。また、多様化するニーズ等に対応するため、必要な機能の充実や体制の整備に取り組むとともに、西宮子ども家庭センターなど関係機関との一層の連携を図ります。

障害のある子どもが必要に応じてサービスを適切に利用でき、かつ、総合的・継続的な支援が行えるよう、「障害児支援利用計画」の作成に取り組めます。計画作成の促進にあたっては、行政窓口や委託相談支援事業所の体制強化を図るとともに、指定障害児相談支援事業所等への指導・助言や設置促進に取り組めます。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25 年度	26 年度	
障害児支援利用計画の作成達成率		4.2%	
指定障害児相談支援事業所の拡充や支援等に取り組み、計画作成の促進に努めます。			

施策 (2) 地域で子育てを支えるための支援

若い子どもを持つ保護者同士が協力し合う子育てサークルや、それらを支援するボランティア等の自主的な地域活動の輪を広げることが求められています。

地域に点在している活動や人材のネットワークが構築され、活性化されることで、地域社会の中に「地域で子どもが育ち、子どもを育てる」という意識が醸成されていくことから、行政はこうした地域における活動や人材がつながっていくよう、情報を集約し提供すること、また活動をコーディネートすることなど、子育て活動の支援者を側面的に支援することが必要です。

行政、学校、地域住民、関係機関が連携するなど、協働による取組みを進めながら青少年にとって有害な情報の排除及びその危険性に関する啓発を行うなど、青少年の社会生活上の環境を改善し、非行化や犯罪被害の防止に取組み、地域社会全体の意識の高揚を図っていくことが必要です。

本市の現状・課題

子どもの健全育成を図るうえで地域社会の果たす役割は非常に重要であり、地縁をはじめとする近隣関係を基盤として子育て支援に取り組んでいるところがある一方、近隣関係の希薄化により地域の結びつきや支え合いによる子育て支援の取組みが困難な状況にあるところもあります。

青少年の育ちにおいて必要な人間関係づくりを学ぶ機会や、様々な体験をする機会の場として、地域における青少年を対象とした活動団体・グループ等があり、行政にはないノウハウを活かした活動が展開されています。

しかしながら、就学前の子ども・子育て家庭を対象とした自主的な地域活動団体・グループ等に比べ団体・グループ数が少なく、活動を支える新たな人材の発掘や養成において課題を抱えている現状があることから、行政は新たな人材の養成や、グループづくり等の支援を行う必要があります。

施策の方向性

地域の子育て力を高める取組み

子どもの育ちや子育てを地域社会全体で支えるため、子育てに関心のある地域住民による活動団体、グループ、ボランティア等における人材の発掘・育成に関する支援や、地域の子育て支援者のネットワーク構築のための支援など、地域における子育て支援活動の活性化に取り組めます。

地域における青少年の居場所や活動の場として青少年を支える地域の自主的活動を行っている活動団体、グループ、ボランティア等の発掘に取り組むとともに、新たな人材の養成や、グループづくりの支援を行います。

青少年健全育成の観点から、少年補導委員による声かけや見守りを含む補導活動・相談活動・啓発活動を行うとともに、地域社会に対する非行化や犯罪被害の防止に関する意識啓発に取り組めます。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25 年度	26 年度	
身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	46.4%	47.7%	
子育て支援に関する地域資源の周知をはじめ、発掘・育成に関する支援に取り組めます。			
子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度	100.0%	94.6%	
子育て支援に対する意識の醸成や人材の発掘・育成に関する支援などにより、地域の子育て力向上に努めます。			
子育てに関する活動グループ（子育てサークル）数	33 団体	31 団体	
子育て親子が身近な地域で気軽に立ち寄ることができ、情報交換や悩みの相談、交流できる場を増やすことができるよう、地域の子育て支援活動の活性化を促進します。			
少年補導委員による補導活動の延べ人数	16,853 人	17,463 人	
補導活動における声かけや注意・指導、及び関係機関との情報交換や連携活動により、非行化の早期発見、未然防止に取り組めます。			
就学前児童がいる世帯で、身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	70.7%	75.5%	
子育て支援に関する地域資源の周知をはじめ、発掘・育成に関する支援に取り組めます。			

目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり

施策(1) 学校教育の充実に向けた取組み

子どもの育ちの連続性の観点から、就学前の子どもの育ちが就学後の子どもの育ちに与える影響は大きく、就学前の子どもの成長過程において重視すべき「愛着の形成」「情緒の安定」「基本的な生活習慣の確立」「様々な体験・経験の蓄積」「いろいろな人と関わる力の獲得」のため、家庭との連携のもと、子ども施設（幼稚園・保育所（園）・認定こども園）における質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供が必要です。

学校教育においては、確かな学力と豊かな心、健やかな体の調和を図りながら「生きる力」をはぐくむことが重要です。

就学期の子どもにとって学校は、日常生活のうち多くの時間を過ごす場所でもあるため、すべての子どもが元気で楽しく安全に学校生活を送れるような環境整備が重要です。

障害があるなど特別な支援を必要とする子どもたちにも、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな対応を図り、すべての子どもたちが等しく教育を受ける機会を持てるよう環境整備が必要です。

学力向上のために子どもの学習習慣を確立するためには、家庭学習の習慣化など規則正しい生活習慣が身につけていることが重要であることから、学校と家庭の連携により家庭の教育力を高める取組みが必要です。

地域で子どもの育ちや子育てを支えていくためには、学校が活動拠点の一つとなり、関係機関や団体との連携体制など、協働による取組みを進める関係づくりが重要となります。

いじめは、どこの学校のどこの児童生徒にも成長過程の中で起こり得るものであるため、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめを解決していくことが必要です。

本市の現状・課題

学習支援の充実に向けた取組みにより、全国学力・学習状況調査における全国平均との差は縮まってきているものの、全国平均には達していない状況です。

現在、市立尼崎養護学校は遠隔地にあり通学に長時間を要することから、児童生徒への大きな負担となっています。

中学生における非行などの問題行動は減少傾向にあるものの、不登校の出現率は全国平均と比べて依然高い傾向にあります。

学校現場の指導に加え、スクールソーシャルワークの手法を活用して問題行動の防止や解決に向けた学校の対応力の向上に努めており、引き続き積極的な取組みが求められています。

中・高生向け意識調査結果をみると、携帯電話やスマートフォンの所持率は中学生が76.1%、高校生が99.1%となっており、そのうち中学生の19.6%、高校生の33.0%が使用法などのルールを家族と決めていないと回答しています。

近年のいじめの認知状況をみると、全国と同様、認知件数は増加傾向にあります。また、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を通じて行われるいじめが近年増加傾向にあり、その効果的な未然防止の取組みが必要です。

< 尼崎市立小・中学校におけるいじめの認知件数の推移 >

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度()
	件数	件数	件数
小学校	18	19	75
中学校	22	35	54

「初期段階のいじめ」「ごく短期間のうちに解決したいじめ事案」「対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあつた可能性」を踏まえた上で、いじめの認知件数に計上した結果(文部科学省の通知による)

施策の方向性

学力向上及び健全な心身の育成

質の高い幼児期の教育・保育の提供に向け、子ども施設の教諭・保育士等を対象に就学前の遊びを通じた学びの重要性や、家庭と連携した取組みの重要性などについての研修を実施します。

就学前教育と小学校教育の滑らかな接続に向け、子どもの育ちと学びをつなげるための就学前教育と小学校教育の連携を図る取組みを進めます。

基礎・基本の確実な定着と学習習慣の確立を図るとともに、児童生徒の個性と能力をさらに伸ばす指導に努めます。

体験的な学習や問題解決を重視した学習に取り組み、子どもの興味や関心を生かして自主的、発展的な学習を促し、一人ひとりに応じた指導や効果的な指導方法の工夫・改善に努めます。

子どもの健康な体づくりのため、子どもたちが積極的に運動に取り組むしかけづくりや、小児肥満対策に引き続き取り組めます。

市立尼崎養護学校を尼崎市内に移転し、児童生徒の通学面における負担軽減及び多様な教育的ニーズに応じた指導の充実を図ります。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成への重大な影響や生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめ防止対策推進法に基づく尼崎市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・対処に取り組めます。また、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を通じて行われるいじめに対しては、更なる情報モラル教育の推進に取り組むとともに、家庭、地域及び関係機関と一体となって取り組めます。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25年度	26年度	
学力調査における平均正答率の全国との比較	小6 1.5～ 4.1 中3 3.9～ 5.8	小6 2.2～ 3.4 中3 1.9～ 3.2	
各学校の実態に応じた多様な教育を推進し、子どもたちの学力を全国レベルまで上げます。			
授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合	小6 国語 73.1% 小6 算数 73.5% 中3 国語 68.6% 中3 算数 70.3%	小6 国語 72.3% 小6 算数 73.3% 中3 国語 69.3% 中3 算数 67.8%	
基礎・基本の確実な定着を図り、児童生徒の個性と能力をさらに伸ばす指導に努めます。			
家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合	小6 46.6% 中3 38.3%	小6 47.4% 中3 37.3%	
自主学習ノートや家庭学習の手引き等を通じ、子どもたちが家庭学習の習慣を身につけるよう取り組めます。			
不登校児童生徒の割合	小 0.64% 中 4.17%	小 0.56% 中 4.21%	
不登校及び不登校傾向にある児童生徒が、早期学校復帰できるよう支援します。			

小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	45.0	44.1	
体育の授業や小・中・高連合体育大会、部活動の推進等により、子どもたちの体力・運動能力の向上に努めます。			

教育環境の整備

子どもが安全に安心して学ぶことができる教育環境の整備・充実に取組みます。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25年度	26年度	
普通教室空調機設置率	小 47.2% 中 50.8%	小 48.4% 中 52.3%	
暑さによる学習や健康への懸念を払拭するとともに学校間の格差を解消し、良好な学習環境を整備します。			

学校・家庭・地域社会の連携

地域ぐるみによる教育支援活動の充実のため、学校と保護者や地域との相互理解や信頼関係の構築に向けて取組みます。

家庭での学習習慣づくりと家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対して家庭教育の重要性の啓発に努めます。

学校が目指す教育の姿を地域に発信するとともに、教育活動を地域に開き、地域と連携して教育の推進に努めるなど、地域に開かれた学校づくりを推進します。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25年度	26年度	
学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	35.7%	30.4%	
家庭の教育力が高まるよう、意識啓発に取組みます。			
今住んでいる地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合	小 6 40.7% 中 3 21.0%	小 6 44.5% 中 3 21.5%	
地域活動への参加・参画を促進し、子どもの主体性を育みます。			
地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると回答する児童生徒の割合	小 6 47.5% 中 3 44.2%	小 6 53.6% 中 3 45.8%	
子どもの地域活動への関わりを通じ、子どもの健全育成を支えます。			
のびよ尼っ子健全育成事業への参加者数	79,732 人	80,374 人	
家庭・地域・学校の連携による活動を通じ、児童生徒の健全育成を図ります。			
学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値	3.2 点	3.3 点	
家庭・地域・学校の連携による活動を通じ、児童生徒の健全育成を図ります。			

施策(2) 青少年健全育成のための支援

青少年は次代の担い手であり、地域を形成していく主体です。青少年たちが、自分から進んで取組み、自ら考え、学び、新しい能力を獲得し、成長・発達していくために、スポーツ・野外活動・造形・音楽・科学などを体験する機会を地域住民（団体）、事業者等と協働して提供する必要があります。

青少年は成長していく上で、様々な課題に直面していきます。そうした課題に対して、自らの力で解決していける「生きる力」を身につけることができるように支援することが必要です。

青少年健全育成の支援にあたっては、（仮称）尼崎市子どもの育ち支援センターの機能との統合を視野に、関係機関等と連携するとともに、地域とも情報共有・事業連携を図りながら取り組むことが重要です。

本市の現状・課題

青少年と地域住民とが顔見知りになる機会が減っている現状があり、それに伴い青少年が地域社会の一員として、他の地域住民とともに行動するなど社会への参加の機会が減っています。

中・高生向け意識調査結果をみると、地域活動への参加意向については肯定派が否定派を若干上回っており、企画段階から参加意欲を示している肯定派も約半数程度いることから、参加意向のある中高生をいかに参加につなげていくかの工夫やしかけが必要です。

将来、自立した大人になるために、大切だと思うこととして、6年前の調査結果と比較すると、中学生における「将来の夢を持つこと」の割合が大きく減少している一方、高校生における「生活に必要な収入を得ること」の割合が大きく増加しています。

本市では、従来から、青少年団体等により、行政にはないノウハウを活かした活動が行われていますが、就学前の子どもを対象とした自主的な地域活動団体・グループ等に比べ団体・グループ数が少なく、就学後の子どもになると地域とのつながりが途切れてしまうように感じてしまう現状があります。

施策の方向性

多様な学習機会の提供

図書館や公民館などの社会教育施設の有効活用の観点から、関係機関との連携による多様な学習機会の提供や、情報発信による参加促進に取り組めます。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25年度	26年度	
生涯学習推進事業等講座受講者数 (公民館利用者数の内数)	16,034人	16,795人	
生涯学習推進事業などの各種講座を通じて市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。			
図書館行事への参加人数	7,065人	7,764人	
読み聞かせや読書を推進する各種事業を通じて読書習慣の動機付けを図るとともに、地域ボランティアとの協働により子育て支援の事業を実施します。			

多世代・異年齢との交流

誰もが生涯にわたって自由に学び、それぞれがかかわりあいを持ちながら、互いに高めあうことができるしくみづくりに取り組めます。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25年度	26年度	
家庭・地域教育推進事業等講座受講者数 (公民館利用者数の内数)	17,791人	18,471人	
家庭・地域教育推進事業など各種講座を通じて生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。			

青少年の主体的な活動支援

青少年が主体的に活動していくには、青少年自らが「やってみたい」、「どうして」という意欲や疑問がわき、目的をはっきりさせることが重要であり、その活動のきっかけ作りが、行政及び地域住民（団体）が行う大切な支援であることから、安心して活動できる時間・場所を提供し、青少年の活動を支援する人材の発掘・養成について、地域団体との連携と協働のもと、側面的な支援にも取り組みます。青少年が専用的、優先的に利用できる安心かつ安定的な居場所づくりの継続的推進にあたっては、（青少年センターの老朽化に伴う移転を視野に、）地域と連携・協働して取り組むとともに、青少年に関する情報収集と課題の共有化に努めます。青少年センターについて、青少年健全育成の中核を担う観点から、その機能（ソフト面）の見直しについて、（仮称）子どもの育ち支援センターの機能の構築と併せて検討します。また、その際にはハード面についても、青少年センターの施設老朽化に対応するため、設備投資などの費用対効果の面やファシリティマネジメントの観点から、旧聖トマス大学への移転を視野に入れ検討します。

施策に関連する指標	現 状		目指す方向
	25 年度	26 年度	
青少年活動の団体数	29 団体	30 団体	
スポーツ少年種目別交流大会や、社会参加の場を提供する「青少年地域活動」を実施し、青少年の健全な育成を図ります。			
青少年センターの居場所の利用人数（16:30 時点）	3,945 人	4,022 人	
青少年が気軽に立ち寄り、安心して居ることができる環境づくりに取り組みます。			
青少年の居場所の数	5 箇所	7 箇所	
青少年が地域で安心して過ごすことができる場所を確保し、交流の促進などに努めます。			
こどもクラブの延べ参加者数（児童ホーム待機児童を除く）	206,241 人	199,408 人	
小学生を対象に、自由に参加できる、遊びと交流を中心とした、安心・安全な放課後の居場所を提供し、自主性・社会性を育みます。			
青少年いこいの家の利用者数	13,139 人	12,764 人	
自然観察や野外活動など自然に親しむ機会の提供や多様な体験学習を通じた、青少年健全育成に取り組みます。			

< 参考 1 > ライフステージからみた子育て支援の取組み（主なもの）

目標	施策	妊娠期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
子育てを楽しむ家庭環境づくり	生み育てるための支援 安全に安心して	母子健康手帳の交付	妊婦健診	妊産婦訪問・新生児訪問・未熟児訪問	親子歯科健診	予防接種(水痘(水ぼうそう)・BCG・四種混合ワクチン・麻疹)	乳幼児健診(3か月・9か月・1歳6か月・3歳)	小児救急医療電話相談		
	家庭の子育て環境の充実に 向けた支援	妊婦歯科健診	食育の推進(各種講座・人材養成など)	交通安全教室などによる交通 地域との協働による見守り活動、可動式防犯カ	あまっこいきいきナビ、あまっこねっと、ピギナス	ファミリーサポートセンター	すこやかプラザ、つどいの広場	乳幼児医療費助成、こども 母子家庭等地域生活支援、児童扶養手当、母子家庭等医	こんにちは赤ちゃん	一時預かり、延長保育
すべての子どもが健やかに育つ 環境づくり	社会的支援を必要とする 子ども・家庭への支援	助産施設	障害児福祉手当、特別児童扶養手当、障害者(児)医療費助成、補装具・日常生活用具の給	児童発達支援、保育所等訪問	民生委員・児童	要保護児童対策地域協議会	子育てサークル	赤ちゃんの駅	公立保育所における地域の親子同士や高齢者など多世代との交流	
	地域で子育て を支えるため	私立幼稚園就園奨励補助	幼稚園における教育・保育の実施							
豊かな心と生きる力をはぐくむ 環境づくり	学校教育の充実に 向けた取組み									
	青少年健全育成の ための支援	図書館での読み聞かせ、幼少期の英語学習応援	公民館での読み聞かせ、世代間交流、イベント、まつり など							

8歳

9歳

10歳

11歳

12歳

13歳

14歳

15歳

16歳

17歳

18歳

しん・風しん・日本脳炎・子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン など

思春期健康教育(喫煙・飲酒・性に関する正しい知識)

(尼っこ健診)

(尼っこ健診)

保健相談

通マナーやモラルの普及・啓発

カメラの設置

市報、ホームページ

子ども医療費助成、児童手当

医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金

病児・病後児保育

児童ホーム

生・勤労婦人センター(各種講座・イベント等)

の給付等、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成、リフト付自動車派遣、福祉タクシー利用料助成、障害者バス特別乗車証交付

問支援、放課後等デイサービス、障害者(児)移動支援、障害者(児)日中一時支援

障害児相談支援

児童委員、主任児童委員による相談・見守り活動

生活保護受給家庭・生活困窮家庭の児童生徒に対する学習支援

スクールソーシャルワーク

義会、子ども家庭相談、ショートステイ、母子生活支援施設

子ども会(リーダースクール)

スポーツ少年団や青少年を対象とした活動団体によるイベント・交流

少年補導員による地域巡回・声かけ・相談・補導などの活動

教育相談

特別支援教育

要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助

修学援助金

(環境体験)

(自然学校)

(青少年芸術体験)

トライやる・ウィーク

高校生就業体験

学力向上への取組み

児童生徒の健全育成、こころの教育推進、いじめの防止

青少年センター(異年齢交流、居場所)、青少年体育道場(柔道、剣道やレクリエーション活動など)

青少年種目別交流大会(体操、バレーボールなど)

子ども会(地域のイベント、まつり、野外活動)

少年音楽隊

こどもクラブ

青少年いきいの家、丹波少年自然の家、美方高原自然の家

<参考2 施策に関連する指標一覧>

	施策に関連する指標	現 状		目指す方向	
		25年度	26年度		
目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり					
安全に安心して生み育てるための支援	(1) 妊産婦・子どもへの健康づくり支援				
	妊娠11週以内の届出率	93.2%	94.6%		
	乳幼児健康診査の受診率	3ヵ月児	96.7%	3ヵ月児	95.5%
		9~10ヵ月児	94.0%	9~10ヵ月児	93.9%
		1歳6ヵ月児	93.8%	1歳6ヵ月児	94.4%
		3歳児	91.4%	3歳児	92.2%
	休日・夜間の産婦人科救急患者に対する当番病院の応需体制	100%	100%		
	小児救急医療電話相談の認知度		47.7%		
	予防接種（法定）の接種率（麻しん・風しん）	1期	93.7%	1期	95.7%
		2期	97.4%	2期	89.4%
	毎日朝食を食べる人の割合 <small>幼児は幼稚園・保育所（園）を通じた保護者向けアンケート結果より算出 小・中学生は全国学力・学習状況調査結果より算出</small>	幼児	94%	幼児	94%
小学生		95%	小学生	93%	
中学生		91%	中学生	89%	
尼っこ健診における生活習慣病の有所見率	45.8%	52.2%			
子育てしやすいまちに向けた取組み					
市内の犯罪認知件数	9,434件	8,639件			
市内の自転車関連事故件数	1,043件	1,009件			
家庭の子育て環境の充実に 向けた支援	(2) 家庭の子育てを支える取組み				
	身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	46.4%	47.7%		
	こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	86.3%	89.4%		
	つどいの広場利用者数	48,529人	62,595人		
	保育所入所待機児童数（年度当初）	74人	80人		
	児童ホーム入所待機児童数（5月1日時点）	144人	179人		
	子育てと仕事の調和の実現に向けた取組み				
「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加	64.3%	68.0%			
無料職業紹介窓口求職登録者の就職件数のうち女性の就職件数の割合	23.2%	31.2%			
目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり					
社会的支援を必要とする 子ども・家庭への支援	(1) 要保護・要支援の子どもとその家庭への支援				
	子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数	20校	30校		
	学校の要請に対する支援校の割合	100%	100%		
	要保護児童対策地域協議会の相談件数	1,556件	1,827件		
	要保護児童に関する個別ケース検討件数	244件	258件		
	子育て家庭ショートステイ利用者数	18件	18件		
	母子生活支援施設入所者のうち自ら居宅を構え退所した世帯数	10世帯	5世帯		
	生活保護受給世帯の子どもの高校進学率	90.7%	89.6%		
	障害のある子どもとその家庭への支援				
	障害児支援利用計画の作成達成率		4.2%		
地域で子育てを 支えるための支援	(2) 地域の子育て力を高める取組み				
	身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	46.4%	47.7%		
	子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度	100.0%	94.6%		
	子育てに関する活動グループ（子育てサークル）数	33団体	31団体		
	少年補導委員による補導活動の延べ人数	16,853人	17,463人		
	就学前児童がいる世帯で、身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	70.7%	75.5%		

	施策に関連する指標	現 状		目指す方向	
		25年度	26年度		
目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり					
学校教育の充実に向けた取組み	(1) 学力向上及び健全な心身の育成				
	学力調査における平均正答率の全国との比較	小6 1.5～ 4.1 中3 3.9～ 5.8	小6 2.2～ 3.4 中3 1.9～ 3.2		
	授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合	小6 国語 73.1% 小6 算数 73.5% 中3 国語 68.6% 中3 算数 70.3%	小6 国語 72.3% 小6 算数 73.3% 中3 国語 69.3% 中3 算数 67.8%		
	家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合	小6 46.6% 中3 38.3%	小6 47.4% 中3 37.3%		
	不登校児童生徒の割合	小 0.64% 中 4.17%	小 0.56% 中 4.21%		
	小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	45.0	44.1		
	教育環境の整備				
	普通教室空調機設置率	小 47.2% 中 50.8%	小 48.4% 中 52.3%		
	学校・家庭・地域社会の連携				
	学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	35.7%	30.4%		
	今住んでいる地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合	小6 40.7% 中3 21.0%	小6 44.5% 中3 21.5%		
	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると回答する児童生徒の割合	小6 47.5% 中3 44.2%	小6 53.6% 中3 45.8%		
	のびよ尼っ子健全育成事業への参加者数	79,732人	80,374人		
	学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値	3.2点	3.3点		
	青少年の健全育成のための支援	(2) 多様な学習機会の提供			
		生涯学習推進事業等講座受講者数（公民館利用者数の内数）	16,034人	16,795人	
図書館行事への参加人数		7,065人	7,764人		
多世代・異年齢との交流					
家庭・地域教育推進事業等講座受講者数（公民館利用者数の内数）		17,791人	18,471人		
青少年の主体的な活動支援					
青少年活動の団体数		29団体	30団体		
青少年センターの居場所の利用人数（16:30時点）		3,945人	4,022人		
青少年の居場所の数		5箇所	7箇所		
こどもクラブの延べ参加者数（児童ホーム待機児童を除く）		206,241人	199,408人		
青少年いこいの家の利用者数	13,139人	12,764人			

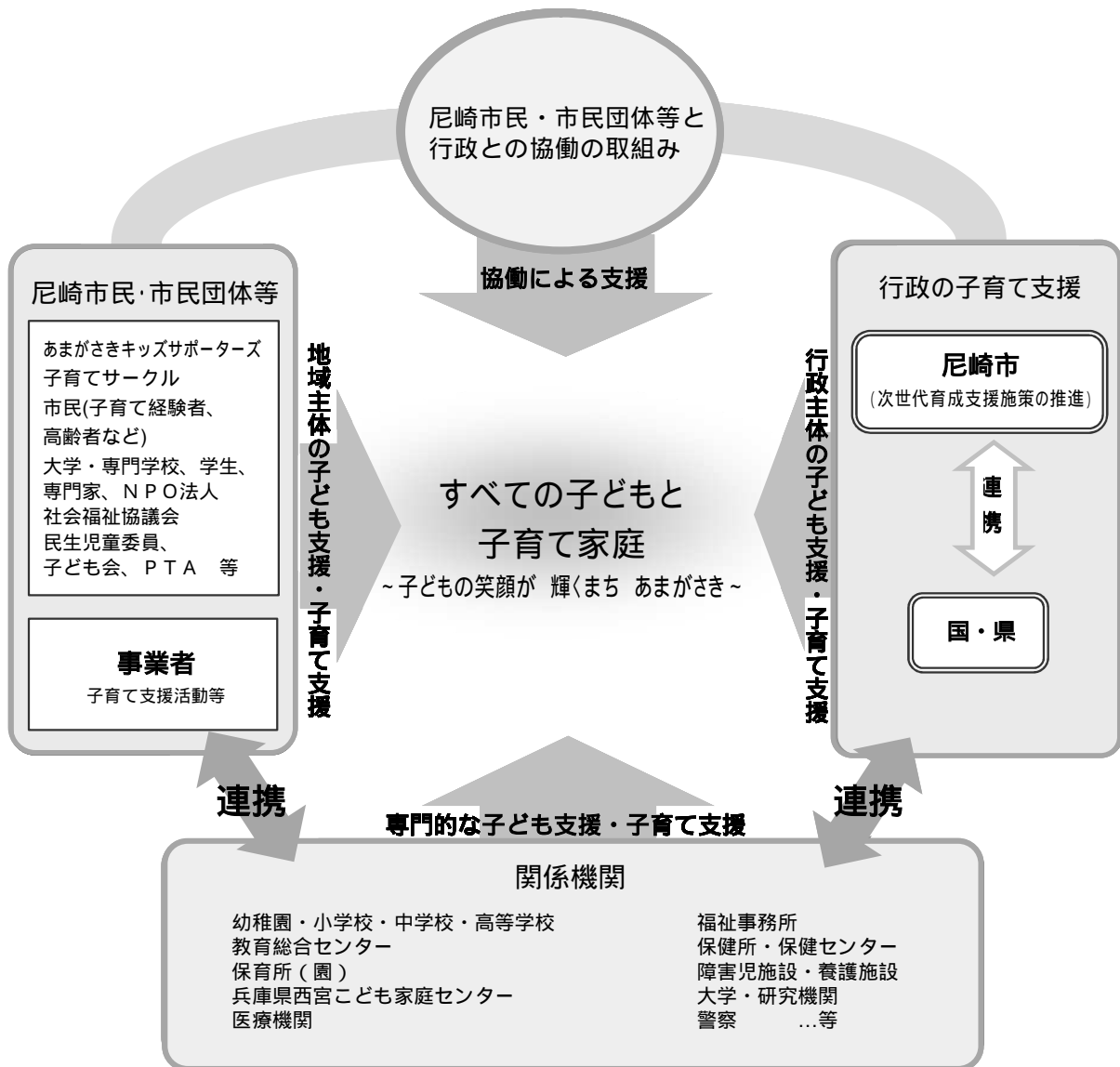
第5章

計画の推進に向けて

1 計画の推進と市民や関係機関との連携

本計画の推進に当たっては、本計画の基本的な視点のひとつである「協働による取組みと社会全体による支援」に基づき、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組めます。

< 尼崎市における次世代育成支援推進の全体イメージ >

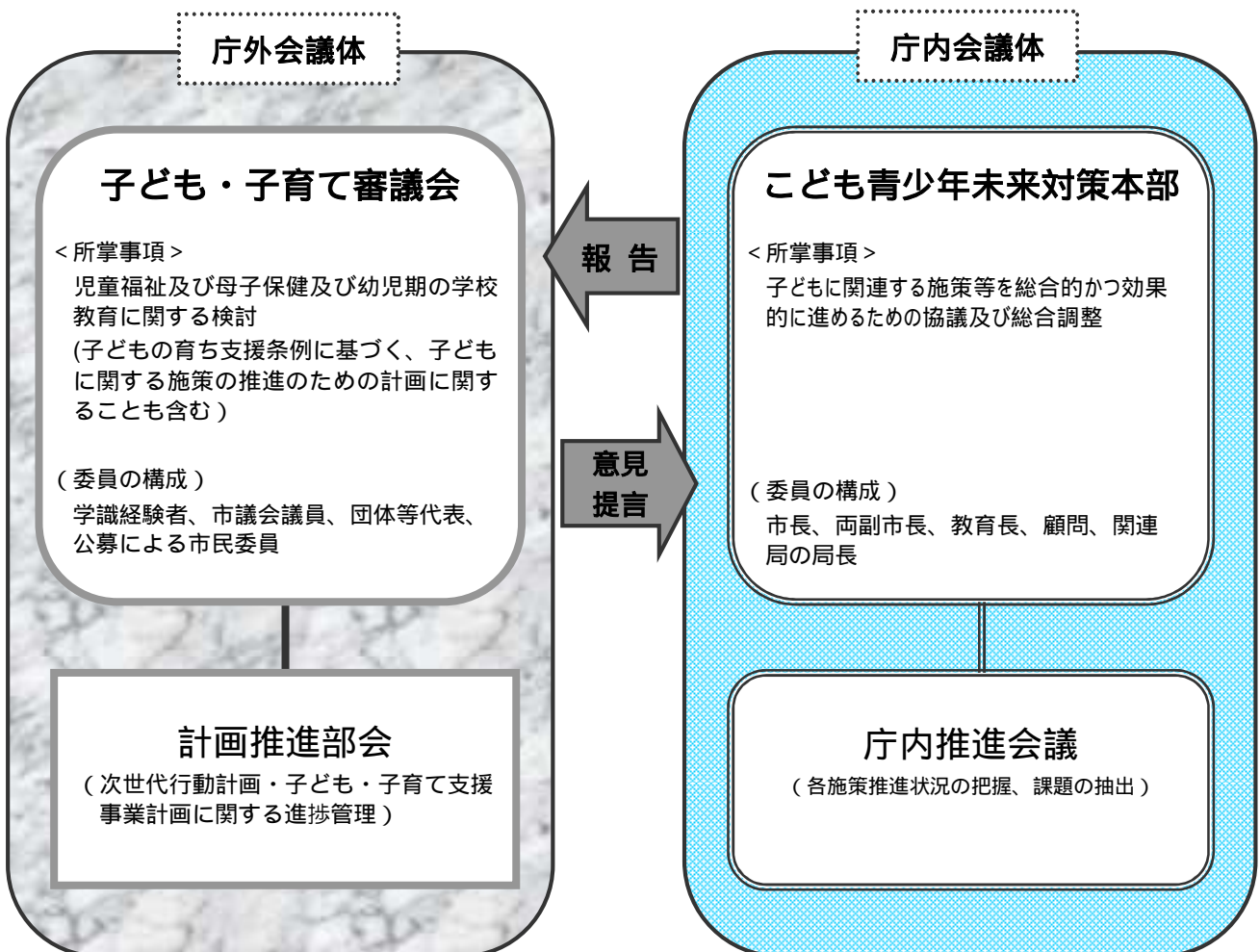


2 計画の進捗管理

本計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である尼崎市総合計画（以下「総合計画」といいます。）との整合を図る観点から、本計画の施策の方向性は、総合計画における施策の展開方向に対応した体系となっています。したがって、総合計画の施策評価システムを活用し、評価（Check）改善（Action）に力点を置いた、循環型マネジメントサイクル（PDCA サイクル）を推進します。

進捗管理に当たっては庁内会議体（尼崎市こども青少年未来対策本部並びに庁内推進会議）にて施策ごとの点検・評価を行い、その結果を庁外会議体（尼崎市子ども・子育て審議会並びに計画推進部会）に報告し、専門的見地や市民目線での意見・提言を次年度以降の施策の推進に活用しながら、平成 31 年度の目標達成に向けたマネジメントサイクルを実施します。

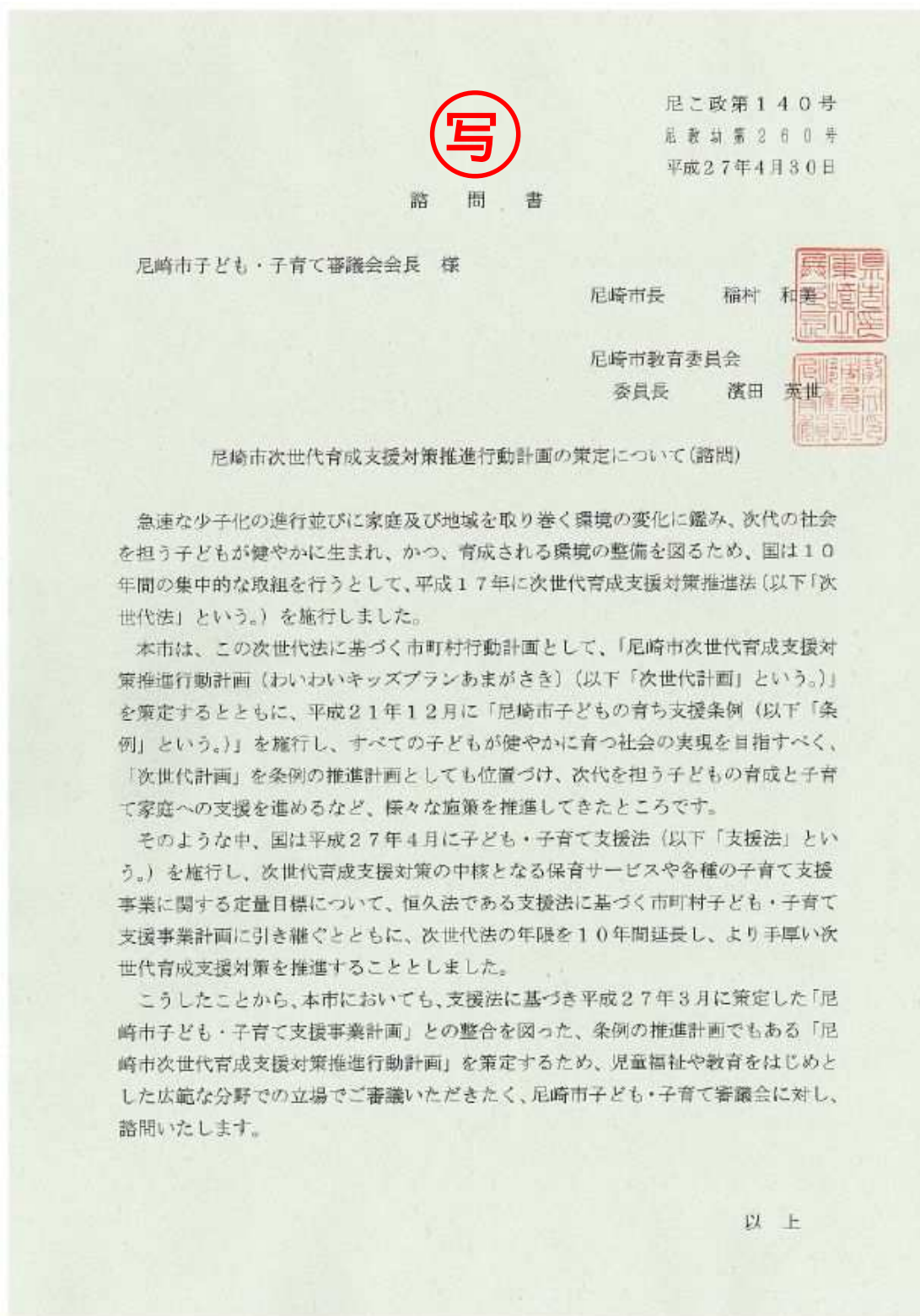
< 計画の進捗管理体制 >



資料編

1 諮問及び答申

(1) 諮問



(2) 答申

2 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画策定体制

(1) 尼崎市子ども・子育て審議会

委員名簿

	選出区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者（児童福祉専攻）	加々 勝木 ヨコ 洋子	神戸親和女子大学 発達教育学部児童教育学科教授	
2	学識経験者（児童福祉専攻）	サイム 才村 ジュン 純	関西学院大学人間福祉学部教授	
3	学識経験者（教育専攻）	タカリ コウジ 瀧川 光治	大阪総合保育大学児童保育学部教授	
4	学識経験者（児童福祉専攻）	タナハ ヤスミ 田邊 泰美	園田学園女子大学 短期大学部幼児教育学科教授	
5	学識経験者（教育専攻）	ニシカ マサアキ 西川 正晃	大垣女子短期大学幼児教育科教授	
6	学識経験者（児童福祉専攻）	ハシモト マキ 橋本 真紀	関西学院大学 教育学部幼児・初等教育学科教授	
7	特別委員（学識経験者）	イトウ アツシ 伊藤 篤	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科教授	平青27年6月1日から
8	特別委員（学識経験者）	オホリ アキコ 大堀 彰子	帝塚山大学大学院 人間科学研究科臨床心理学専攻教授	平青27年6月1日から
9	児童福祉又は学校教育の関係者	ウメバ ヨシ イヅカ 梅林 栄作	尼崎市立小学校長会生徒指導担当	
10	児童福祉又は学校教育の関係者	キニタ ヒロアキ 木下 浩昭	兵庫県西宮こども家庭センター所長	
11	児童福祉又は学校教育の関係者	コガニ リコ 小谷 典子	尼崎市社会福祉協議会理事	
12	児童福祉又は学校教育の関係者	スギハラ カスミ 杉原 加寿子	尼崎市医師会理事	
13	児童福祉又は学校教育の関係者	ムラカミ ケン 村上 憲司	尼崎市PTA連合会会長	平青27年6月5日まで
14	児童福祉又は学校教育の関係者	タカニ ヒロシ 高谷 浩司	尼崎市PTA連合会会長	平青27年6月26日から
15	児童福祉又は学校教育の関係者	トクダ タツタ 徳田 尊嗣	尼崎市立中学校長会生徒指導担当	
16	児童福祉又は学校教育の関係者	ノノ ヨシオ 野村 佳生	尼崎法人保育園会副会長	
17	児童福祉又は学校教育の関係者	ハマナ ヒロシ 濱名 浩	尼崎市私立幼稚園連合会副会長	
18	児童福祉又は学校教育の関係者	ヤマザキ ヒサコ 山崎 久子	尼崎市民生児童委員協議会連合会 園田地区主任児童委員代表	
19	子ども及びその保護者を支援する団体	モリモト ユキ 森本 由紀	尼崎市子育てサークル 実行委員会会長	
20	子ども及びその保護者を支援する団体	ヤマダ ミル 山田 実	尼崎市子ども会連絡協議会会長	
21	事業主又は労働者の代表者	カノ マサフミ 川野 昌文	尼崎労働者福祉協議会会長	
22	事業主又は労働者の代表者 （尼崎経営者協会）	フジイ カツヨ 藤井 克祐	尼崎経営者協会専務理事	

23	市議会議員	アキ ノコ 荒木 伸子		
24	市議会議員	カサキ トミ 川崎 敏美		平青27年7月6日まで
25	市議会議員	サイ ハジメ 酒井 一		平青27年7月29日から
26	市議会議員	シヤマ トヨシ 杉山 公克		
27	市民の代表者	ゴトリ ミスズ 後藤 美涼	就学前の子どもの保護者	
28	市民の代表者	カ マオ 迫 真央	就学後の子どもの保護者	

：会長 ：副会長

(敬称略/選出区分ごとに50音順)

計画策定部会委員名簿

	選出区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者(児童福祉専攻)	カサキ ヨコ 勝木 洋子	神戸親和女子大学 発達教育学部児童教育学科教授	
3	学識経験者(教育専攻)	タカガリ コウジ 瀧川 光治	大阪総合保育大学児童保育学部教授	
6	学識経験者(児童福祉専攻)	ハシモト マキ 橋本 真紀	関西学院大学 教育学部幼児・初等教育学科教授	
7	特別委員(学識経験者)	イトウ アツシ 伊藤 篤	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科教授	平青27年6月1日から
8	特別委員(学識経験者)	オホリ アキコ 大堀 彰子	帝塚山大学大学院 人間科学研究科臨床心理学専攻教授	平青27年6月1日から
9	児童福祉又は学校教育の関係者	ウメハヤシ イワウ 梅林 栄作	尼崎市立小学校長会生徒指導担当	
12	児童福祉又は学校教育の関係者	シハラ カズコ 杉原 加寿子	尼崎市医師会理事	
13	児童福祉又は学校教育の関係者	ムラカミ ケンジ 村上 憲司	尼崎市PTA連合会会長	平青27年6月5日まで
14	児童福祉又は学校教育の関係者	タカニ ヒロシ 高谷 浩司	尼崎市PTA連合会会長	平青27年6月26日から
15	児童福祉又は学校教育の関係者	トクダ タツグ 徳田 尊嗣	尼崎市立中学校長会生徒指導担当	
19	子ども及びその保護者を支援する団体	モリト ユキ 森本 由紀	尼崎市子育てサークル 実行委員会会長	
20	子ども及びその保護者を支援する団体	ヤマダ ミル 山田 実	尼崎市子ども会連絡協議会会長	
27	市民の代表者	ゴトリ ミスズ 後藤 美涼	就学前の子どもの保護者	
28	市民の代表者	カ マオ 迫 真央	就学後の子どもの保護者	

：部会長 ：副部会長

(敬称略/選出区分ごとに50音順)

審議経過

会議体名		開催日	主な内容
子ども・子育て審議会	第1回	平成27年4月30日	(1)会長及び副会長の選出等について (2)諮問について (3)部会の設置について
	第2回	平成27年6月3日	(1)部会の委員構成等について (2)本市の現状について
	第3回	平成28年1月7日	(1)新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に係る中間答申について
	第4回	平成28年3月22日	(1)新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に係る最終答申について
計画策定部会	第1回	平成27年6月30日	(1)部会長による副部会長の指名 (2)現行計画の体系と国が示す行動計画策定指針について (3)新たな次世代計画の策定にあたり整合を図るものについて (4)尼崎市次世代育成支援に関する中高生向け意識調査結果について
	第2回	平成27年7月28日	(1)新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の骨格(案)について
	第3回	平成27年8月25日	(1)新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の骨格(案)について
	第4回	平成27年9月25日	(1)新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の骨格(案)について
	第5回	平成27年11月10日	(1)新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に係る中間答申(案)について
	第6回	平成27年12月15日	(1)新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に係る中間答申(案)について
	第7回	平成28年3月1日	(1)新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に係る最終答申(案)について

(2) 尼崎市こども青少年未来対策本部

本部構成員名簿

本部長	市長	稲村 和美
副本部長	副市長 副市長 教育長	村山 保夫 岩田 強 徳田 耕造
本部員	顧問 企画財政局長 総務局長 防災担当局長 資産統括局長 市民協働局長 医務監 健康福祉局長 こども青少年局長 経済環境局長 都市整備局長	船木 成記 俵 雄次 吹野 順次 衣笠 年晴 塚本 英徳 中浦 法善 清水 昌好 作野 靖史 山田 武男 森山 敏夫 芝 俊一

庁内推進会議 構成員名簿

所属		氏名
企画財政局	行財政推進部 行財政推進課長	安田 博之
	行財政推進部 財政課長	中島 章仁
総務局	人事管理部 行政管理課長	細川 直樹
	防災安全部 生活安全課長	北川 貴宏
資産統括局	保全担当課長	西田 久範
	公共施設担当課長	橋本 貴宗
	大規模市有地活用担当課長	西野 彰二
市民協働局	協働・男女参画課長	奥平 裕久
	市民活動推進担当課長	安福 眞理子
	人権課長	木村 勉
健康福祉局	福祉部 福祉課長	針谷 健二
	福祉部 障害福祉課長	沖田 信次
	福祉部 福祉医療課長	今井 雅雄
	福祉事務所 生活支援相談課長	上野 裕司
	保健部 保健企画課長	松長 寿枝
	保健部 健康増進課長	森田 幸子
こども青少年局	こども政策課長	森山 太嗣
	こども家庭支援課長	松本 欣也
	保育課長	今井 八州男
	保育施策推進担当課長	山根 大輔
	青少年課長	向井 義幸
	児童課長	中川 直
経済環境局	経済部 しごと支援課長	西岡 茂晴
都市整備局	住宅政策部 住宅・住まいづくり支援課長	石澤 浩一
	土木部 公園計画・21世紀の森担当課長	藤川 浩志
教育委員会事務局	管理部 幼稚園教育振興担当課長	中道 直生
	学校教育部 学校教育課長	平山 直樹
	学校教育部 学校保健課長	田岡 清
	社会教育部 社会教育課長	中川 まゆみ

審議経過

会議体名		開催日	主な内容
こども青少年未来対策本部	第1回	平成27年4月17日	(1)尼崎市こども青少年未来対策本部設置要綱の一部改正について (2)尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)の外部評価書について (3)子ども・子育て審議会への諮問について
	第2回	平成27年12月8日	(1)新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画のたたき台(案)について
	第3回	平成28年1月21日	(1)尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画について(素案)及び(中間答申)
庁内推進会議	第1回	平成27年7月13日	(1)尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画について (2)次期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画策定に向けた現状について
	第2回	平成27年10月20日	(1)新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の骨格について
	第3回	平成27年11月18日	(1)新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に係る中間答申(案)のたたき台について

3 尼崎市子どもの育ち支援条例

尼崎市子どもの育ち支援条例

平成21年12月18日

条例第41号

改正 平成25年3月7日条例第18号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 大人の役割等（第4条 第8条）

第3章 子どもの主体性のはぐくみ（第9条・第10条）

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進（第11条・第12条）

第5章 子どもの育ちを支える仕組み（第13条 第17条）

第6章 雑則（第18条 第20条）

付則

子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。

すべての子どもの健やかな育ちは、すべての市民の幸せな暮らしへとつながります。

子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とかかわりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にすること、他者を尊重すること、規範意識等がはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならない、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくることが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。

大人が子どもにかかわるときは、子ども一人一人が尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合って、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。

私たちのまちのすべての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、すべての市民の願いです。

そのために、すべての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住する者、子ども施設に在籍する者又は市内に勤務場所を有する者で、その出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (2) 子どもの人権 児童の権利に関する条約において児童の権利として定めるものをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者(子どもを除く。)又はこれらの者を構成員とする法人その他の団体(以下「法人等」という。)をいう。
- (5) 子ども施設 保育所、幼稚園、学校その他の子どもが入所し、通所し、通園し、又は通学することにより集団生活を通じて学び、育つ場としての施設で、市が設置し、又は市内に存するものをいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行うものをいう。
- (7) 関係機関 子どもの育ちに関する行政機関、医療機関等で、市及び子ども施設以外のものをいう。
- (8) 要支援の状態 虐待若しくはいじめを受けている状態、不登校の状態若しくは非行その他の問題行動を行っている状態又はこれらの状態に至る可能性が高い状態をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- (2) 子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるように、その学び、育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動していく力がはぐくまれること。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。
- (4) 福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組がなされること。

第2章 大人の役割等

(保護者の役割)

第4条 保護者は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの育ちを支える第一義的な責任があること及び家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを自覚して、家族とともに次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが心身ともに安らぐことができるような家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 乳幼児期から、子どもの人格を尊重し、子どもと向き合うこと。
- (3) 子どもが基本的な生活習慣、他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域社会が子どもの社会性及び豊かな人間性をはぐくむ場であること並びに地域社会に家庭における子育てを補完する機能があることを認識して、相互につながりを深めるとともに、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 地域社会での子どもの生活上の安全に配慮するなどの子どもが安心して生活することができるための地域環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者に対する知識の提供、交流の機会づくり等の支援を行うこと。

(子ども施設の役割)

第6条 子ども施設は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが考える力、創造力等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (2) 子どもが、集団生活における他者とのかかわりを通じて他者を尊重する心、規範意識、

豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

(3) 要支援の状態にある子ども（以下「要支援の子ども」という。）の早期発見及びその支援を行うこと。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、地域社会における社会貢献等の社会的な責任を認識して、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもの育成に関して保護者、地域住民又は子ども施設が行う活動及び市が行う事業並びに第10条に規定する子どもの主体的活動に協力すること。
- (2) 地域住民が第5条第1号に掲げる役割を果たすことに協力すること。
- (3) 自己の従業員が保護者であるときは、第4条各号に掲げる保護者の役割を認識し、当該従業員がその子どもとのかかわりを深めることができるように配慮すること。

（市の責務）

第8条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 子どもに関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野において総合的に取り組むとともに、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携すること。
- (2) 保護者、地域住民、子ども施設及び事業者がそれぞれ第4条各号、第5条各号、第6条各号及び前条各号に掲げる役割を果たすことができるように働き掛けを行うこと。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関がそれぞれ又は相互に連携を図ることができるように支援を行うこと。
- (4) この条例の趣旨について市民等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずること。

第3章 子どもの主体性のはぐくみ

（子どもの主体性のはぐくみ）

第9条 子どもは、様々な責任を果たすことができる大人へと成長するように、次の各号に掲げる事項について、その年齢及び成長に応じ、学ぶこと及び主体的に考え、行動することに努めなければならない。

- (1) 他者を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。
- (2) 社会生活上の決まりを守ること。
- (3) 他者とのかかわりを大切にすることで、主体的に生きていく力を高めること。

2 大人は、子ども的人格を尊重し、その年齢及び成長に応じた意見等を聴くとともに、子どもが社会的な自立に向けて学ぶこと及び主体的に考え、行動することを支えなければならない。

（子どもの主体的活動への支援）

第10条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市は、子どもの社会的な自立に資す

るため、他者とかかわり合える機会をつくるよう努めるとともに、子どもの社会参加並びにスポーツ活動、文化活動等に関する子どもの自主的な企画及び運営による活動（以下これらを「子どもの主体的活動」という。）への支援に努めなければならない。

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進

（子どもに関する施策の策定及び推進）

第11条 市は、次の各号に掲げる事項に係る子どもに関する施策を策定し、これを推進するものとする。

- (1) 子どもの健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 子どもが育つための、安全かつ良好な生活環境づくり及び子どもの豊かな心をはぐくむ教育環境づくりに関すること。
- (3) 子ども同士のかかわり合い及び子どもの多様な体験の機会づくりに関すること。
- (4) 子どもの主体的活動の機会づくりに関すること。
- (5) 子育て家庭に対する子育てに係る負担の必要に応じた軽減に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つための環境づくりに関すること。

（推進計画等）

第12条 市長は、前条の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるほか、あらかじめ、尼崎市子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 5 市は、推進計画に基づく子どもに関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。
- 6 市は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、必要に応じて子どもの意見を聴く機会を設けること等により調査を行い、当該施策の実施状況等の検証を行わなければならない。

（平25条例18・一部改正）

第5章 子どもの育ちを支える仕組み

（地域社会の子育て機能の向上）

第13条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び市は、基本理念にのっとり、それぞれ又は相互のつながりを深めて、地域社会の子育て機能が向上するよう努めなければならない。

- 2 市は、地域社会の子育て機能の向上に資するため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 保護者及び地域住民が子どもの育ちを支えるための主体的な取組並びに自主的な企

画及び運営による活動を行うことの奨励及び促進に関すること。

(2) 子ども、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関による子どもの育ちを支えるための主体的なつながりの形成及び拡充並びにその継続への支援に関すること。

3 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関は、前項第2号に掲げる事項について市が講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

(要支援の子どもへの支援等)

第14条 市は、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携し、要支援の子どもの早期発見に努めるとともに、要支援の子どもを認知したときは、当該要支援の子どもが置かれている家庭生活、集団生活等における環境をその最善の利益となるように改善するため、保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び要支援の子どもの支援について識見を有する者のうちから市長が指定する者(以下「支援関係者」という。)と連携したうえで、様々な社会資源を活用して、当該要支援の子どもに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令に要支援の子どもの支援に関する規定がある場合は、当該法令の定めるところによる。

2 市は、前項本文の規定による支援の実施に当たっては、当該支援に係る要支援の子ども及び支援関係者の意見等から福祉、保健、教育その他の関連分野に係る総合的な視点に立って当該要支援の状態となった要因を把握したうえで、支援関係者及び市による当該要支援の子どもに対する支援に係る方針(以下「支援方針」という。)を決定するものとする。

3 支援関係者(子ども施設のうち市が設置するものを除く。)は、支援方針に基づき、要支援の子どもに対する支援を行うよう努めなければならない。

4 市は、第1項本文の規定による支援を適切に行うため、支援方針の決定、当該支援方針に基づく市及び各支援関係者の役割の分担その他当該支援方針に基づく支援の実施に関し、支援関係者と必要な調整を行うことができる。

(支援関係者に対する協力要請等)

第15条 市は、前条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、支援関係者に対して、当該支援に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 支援関係者のうち、子ども施設及び関係機関は、前項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 支援関係者のうち、保護者、地域住民及び事業者は、第1項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(支援に係る協議等)

第16条 市及び支援関係者は、第14条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、必要があると認めるときは、相互に当該支援を行うために必要な協議(以下「支援に係る協議」という。)を求め、当該支援に必要な情報の交換を行うことができる。

2 市の職員若しくは支援関係者(法人等にあつては役員又は職員、子ども施設にあつてはその職員)又はこれらの職若しくは地位にあつた者は、正当な理由なく、支援に係る協議において知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(体制の整備等)

第17条 市は、第13条第2項の規定により講ずる措置及び第14条第1項本文の規定による支援を効果的に実施するための体制を整備するものとする。

2 市は、第13条から前条まで（第14条第1項ただし書を除く。）の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組み（以下「この条例による子どもの育ちを支える仕組み」という。）及び同項ただし書の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組みの一体的な運用に努めるものとする。

第6章 雑則

（調査研究）

第18条 市は、第11条の規定による子どもに関する施策の策定及び推進並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みの運用等に必要な調査研究を行うものとする。

（財政上の措置）

第19条 市は、第11条の規定により子どもに関する施策を策定し、及び推進し、並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みを運用するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月7日条例第18号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

